

地名 散歩

第147回 父母の地名、兄弟の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

高知県の旧野市町(現香美市)にある父養寺と母代寺という父母ペアの珍しい地名を訪ねた。20年ほど前のことで、月刊誌の地名連載で取り上げるためである。土地の人に聞けば、『土佐日記』で知られる紀貫之より半世紀ほど前、紀夏井という人物が父母を弔って寺を建てたのが始まりだと話してくれた。

紀夏井は文徳天皇から信頼される側近であったが、代が替わって「応天門の変」という政変に巻き込まれ、当地に流罪となった。それでも瓦の焼き方や薬草の知識を村民に惜しみなく与える誠実かつ高潔な人物だったという。9世紀の話が昨日のように地元の話するのは、その人徳ゆえだろうか。

取材を終えて3kmほど離れた土讃線の土佐山田駅を目指して歩いていると、傍らに自動車が停まった。「乗っていきませんか」と地元の人

に声をかけられ、取材の趣旨を話すと興味を持たれ、山田の自宅に寄っていけと勧められた。お言葉に甘えてお茶をいただいていると、『野市町史』まで見せてくれる。四方山話で盛り上がり、夜は高知市内の宿まで送り届けてくれた。初対面の私にそこまで親切にもてなしてくれるのは、さすがお遍路さんの国だからか、それとも紀夏井の徳が今に至るまで地元根付いているのか。たぶんその両方だろう。

父と母といえば、小笠原諸島には父島と母島がある。小笠原村では現在、その2島のみが有人島であるが、戦前には智島列島の智島(昭和10年現在・以下同様9戸46人)と嫁島(1戸2人)、父島列島の弟島(5戸37人)、母島列島の姪島(3戸5人)、姉島(1戸3人)があった。島で3人暮らしというのはどんな生活だろう。

当時は無人島だったものとしては兄島、妹



9世紀に配流された紀夏井が建てた寺に由来するという父養寺と母代寺。現在は香美市野市町の一部。右下は四国88か所の28番大日寺。1:25,000 「後免」平成6年(1994)修正



後北条の家臣の伯母が領した土地に由来するという神奈川県伊勢原市三ノ宮の伯母様。神奈川中央交通の伯母様バス停が現存する。1:25,000 「伊勢原」昭和45年(1970)修正

島など大半が「親族」を名乗る。地図で眺めてみれば、父・母・兄・姉・弟・妹・甥・姪・婿・嫁がズラリと揃い、その他に仲人(媒島)まであって壮観だが、これは幕末の文久元年12月(西暦1862年1月)に小笠原各島を当時の外国奉行水野忠徳が巡検した際に命名したという。江戸前期に小笠原氏による「発見」で領有は確かなものだったようだが、あたかもペリー率いる黒船来航後の緊迫した時代であり、米英両国による諸島の領有に危機感を抱いての巡検だったから、とりあえず一気呵成に親族の呼称を与えたのかもしれない。

小笠原にはなぜか祖父母が見当たらないが、本土では珍しくない。駅名でもJR吾妻線には祖母島駅(群馬県渋川市)があり、愛知県稲沢市の一部となった祖父江町など数多い。このうち祖母は地名としては「そぼ」と読まれることは少なく、たいてい「うば」である。地形由来説としてはアバ・ウバと呼ばれる崩壊地に当て字する例が目立つ。これに対して祖父の方はたいていソフと読むが、ソフ、ソブ、シブは鉄分を含む赤っぽい土を指し、前出の祖父江も「渋江」が転じたとされる。

爺の字はそれほど多くないが、長野県と富山県の境界に聳える爺ヶ岳(2,670m)は有名だ。黒部立山アルペンルートの長野県側の起点である扇沢駅の近くが登山口で、山名の由来は春の雪解けの際に南側斜面に「種まき爺」の格好の雪形が現われるからだという。麓ではこの爺さんの出現が種を蒔くタイミングだそう。ついでながら約19km北方に聳える白馬岳も同様の由来とされる。雪解けで黒っぽい馬形の地面が現われた頃に田んぼの代掻きをすることから、本来は「代馬岳」とすべきところ、字面はまったく反対の白馬になった。もうひとつは北方領土の国後島における最高峰、爺爺岳(1,772m)。国後富士とも呼ばれる火山だが、アイヌ語のチャチャ・ヌプリ(お

爺さんの山)に由来し、こちらは珍しく表意文字を当てている。

やはり珍しい地名の取材をしていた時期に見つけたのが神奈川県伊勢原市三ノ宮にある伯母様というバス停だった。小田急の伊勢原駅北口からバスに乗って12分ほどで、小字レベルの地名が採用されている。地元の人が建てた石碑によれば、後北条の家臣・布施氏の伯母にあたる梅林理香大姉がこの村を領したため伯母様村と呼ばれるようになったという。しかし地名は字義通りとは限らず、むしろ当て字の方が多いため、谷間の地形である小狭間または大狭間が転じたのかもしれない。

名古屋市中区に集中しているのが娘に由来するらしい「女子」地名である。現在では中川運河の東側に二女子町と五女子町、西側に四女子町が存在するが、『角川日本地名大辞典』には「かつて愛知郡片端の里に尾張の大領主がおり、7人の娘を7か所へ嫁に出し、それぞれに土地を分与した」という由来が紹介されている。当初は一女子村から七女子村まで揃っていたというが、地名辞典類には二・四・五・七の4通りしか載っていない。七女子村は明治11年(1878)に小本村の一部となって消えた。

兄弟ペアの地名が三重県多気町のJR紀勢本線多気駅の西側にある兄国と、東側の弟国である。このうち兄国は平安時代からの郷名で歴史が古く、平安期の弟国は荘園の大国荘であった。弟国に表記が変わるのは江戸時代からであるが、隣の兄国を意識したのかもしれない。

居住地名ではないが、島や岩、滝、池など大きさの異なる2つが並んでいると、夫婦、兄弟などになぞらえられる。三重県伊勢市の二見浦にある注連縄で結ばれた大小の岩が有名な夫婦岩だし、他にも夫婦池、夫婦滝、夫婦松、兄弟岩、兄弟山などと命名されてきた。同程度の大きさなら「二子山」などとなる。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 809
2024 June



表紙写真

「2等三角点の二人」

第38回写真コンクール
金賞(調査士ノ目線部門)
田崎 実●福岡会

5月のゴールデンウィークの最終日の日曜日熊本の阿蘇までドライブ。大好きな大観峰でのパノラマ風景を楽しんでいると、2等三角点があるではないですか。ベンチに腰掛けて将来を語り合っているのか、とても仲がいい二人が目に入り、バックに根子岳を入れて撮影。この2等三角点の西側6.5kmほどに平面直角座標系のⅡ系の原点があります。

地名散歩 今尾 恵介

03 新連載 シリーズ 地籍学事始め

第1回 地籍とは
地籍問題研究会代表幹事 鮫島 信行

05 地籍問題研究会 第37回定例研究会概要報告

地籍問題研究会幹事 小西 飛鳥

08 全国土地家屋調査士政治連盟「第24回定時大会」

10 第18回青年土地家屋調査士会全国大会 in TOKYO

東京土地家屋調査士会 会員 渡邊 輝夫

12 土地家屋調査士ガイダンス(名古屋)

14 続続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.124

鹿児島会/岐阜会

17 常任理事としての一年を振り返って

22 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

24 会務日誌

26 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書

27 土地家屋調査士名簿の登録関係

29 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテMap

30 お知らせ

土地家屋調査士2025年オリジナルカレンダー

31 令和6年 春の叙勲・黄綬褒章

32 ちょうさし俳壇 第469回

33 国民年金基金だより

34 公嘱協会情報 Vol.167

35 2023年度「土地家屋調査士」掲載

索引 2023年4月号(No.795) ~ 2024年3月号(No.806)

38 ネットワーク50

大阪会

39 編集後記

シリーズ
地籍学事始め

第1回 地籍とは

地籍問題研究会代表幹事 鮫島 信行



本号より毎月の連載記事企画として「地籍学事始め」シリーズがスタートします。これまでも地籍問題研究会には定例研究会のレポートを会報誌に寄稿いただいておりましたが、会報誌の記事や定例研究会の案内を見たところある会員から「恥ずかしながら「地籍」とはいったい何を指すキーワードなのか今ひとつ掴めていない」という声を頂いたことがありました。

そこで毎月少しずつ、地籍とは何なのか、地籍学とはどういう学問なのかを、改めて整理することとしました。執筆者の皆様はすでに研究会でおなじみの学識経験者や土地家屋調査士の先生方です。難しい表現には編集者として無理をお願いしてできるだけ易しい表現にと注文をつけさせていただきます。また書面だけでは解決しない疑問が生じましたら是非定例研究会にお越しいただき、直接質問していただければと思います。

土地家屋調査士の一步先を見据えた地籍学の基礎を、これから一緒に学んで行きましょう。

連合会広報部

はじめに

2024年3月2日の地籍問題研究会総会において2025年3月を目途に地籍学会を設立することが決定された。本研究会は2010年10月3日の土地家屋調査士全国大会in Tokyoで産声を上げ、13年を超える活動を積み重ねてきている。学会の立ち上げに当たっては、これまでの活動を省察するとともに、来る学会がよりよき存在になれるよう衆知を結集する必要がある。その意味で、本連載が多くの示唆を与えてくれることを期待している。

連載を始めるにあたり、まずは「地籍」の意味を考えておきたい。国土調査法第2条は、「地籍調査」を「毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること」と定義している。これに従えば、「地籍」は「毎筆の土地の所有者、地番、地目、境界、地積」ということになるが、それでよしとは思えない。韓国慶一大学校不動産地籍学科長李範寛教授(2004年当時)は、著書「地籍学原論」(翻訳 戸田和章)の中で、「地籍」を「国家が土地に対する物理的・権利的・価値的・土地利用規制の現況を公示する目的で筆地単位に登録した記録又は情報」と定義している。地籍学を持つ国の見解である。さて、これから地籍学を目指す我々は、「地籍」をどう定義すればよいのだろうか。

地籍地券ノ法

今回の寄稿を依頼されたとき「地籍」の語源に思いがいった。ある方にそのことを伝えると、唐の白居易の文集に「地籍」が出てくるとご教示いただいた。調べて見ると確かにそうだった。しかし、深入りする力はないため、中国では遅くとも唐代には「地籍」という言葉があったことに留めておく。本邦における「地籍」の初出は、明治4年8月19日制定の大蔵省職制事務章程だ。その中に「地図ヲ新ニ製シ地籍地券ノ法ヲ立ル」という下りがある(佐藤尙、師橋辰夫「明治初期測量史試論3」)。この章程は、改正掛長の地位にあった渋沢栄一により立案されている(渋沢栄一年譜)。渋沢は、1867年から1868年まで徳川昭武に従ってパリに滞在中、ベルギーのブリュッセル地理学研究所を視察し、そこで細密なカダストラル(地籍図地籍簿)を見ている(島津俊之「明治前期地籍編製事業の起源・展開・地域的差異」)。このとき、漢籍に通じた渋沢の脳裏に「地籍」の二文字が浮かんだのかもしれない。

地籍編纂

明治前半に行われた地租改正調査と時をほぼ同じくして、地籍編纂調査が行われていたことを知る読者は少ないかもしれない。年貢から地租への税制改革を目的とした地租改正に対し、地籍編纂は国土の正確な把握による各種行政施策への活用を目的とし

ていた。「地籍地券ノ法ヲ立ル」を掲げた渋沢は、これらを一つの制度として成立させることを目指していたようだが、大蔵省租税寮の所管だった地籍事務が明治7年に内務省地理寮(のち地理局)に移管されたことで、両制度は別の道を辿ることとなる。ところが明治23年に地理局が廃止され、地籍編纂は道半ばに終焉し、若干の成果は残しつつも人々の記憶から消えていった。しかし、地籍に対する内務官僚の気概は、内務省第1回年報(明治9年12月)に掲載された次の「量地及び地籍の概要」から読み取れる。

「境界を正確にすることは国政の基礎、(中略)したがって、精密な測量を行い、地籍を整理し、国土を明確にしなければならない。(中略)しかるにわが国には古来から地籍の法がなく、わずかに郷帳村鑑(検地帳・村絵図)などがあるのみで、しかもその作成意図には国土の明確化という観点がなく、課税資料の作成という点にのみ力点が置かれている。(中略)このために土地に関する様々な混乱錯綜や境界紛争・官民境界問題が生じている(中略)このゆえに地籍編纂事業は一日たりとも疎かにできないのであり、精密な測量により土地の面積を測定し、地籍を整理し、境界を正し、地目を確定する必要があるのである。(後略)」

地籍条例

「地籍地券ノ法ヲ立ル」のうち「地券の法」は、地租改正調査の完了を待って明治17年に布告された地租条例と土地台帳の備付けによって一応の実現を見たが、「地籍の法」は手付かずだった。これに挑んだのが大蔵官僚だった。明治21年の地押調査の完了を踏まえ、中村元雄主税局長は西欧の制度に倣った地籍条例を起案した。その骨子は、地籍所の設置と地籍官による地籍の管理だった。条例案第2条には「地籍とは土地台帳地図及び地租台帳を総称す」と書かれ、第6条には、一定の要件に該当する土地の異動は「地籍官吏に申告し、地籍の登録を請うべし」と記されている。条例案の原案には説明書きがあり、「地籍は帝国の版図を明らかにし、官有民有の区別を定め土地の権利義務を強固にするものなり」「地籍簿を設け、官民有を問わず悉く之を登録するものとす」と示され、別の注意書きには「併せて官有地の管理を正

確にし、政府一般の便益なりとす」と書かれている。地籍条例案は時代の潮流の中で成案には至らなかったが、土地台帳事務は明治22年の土地台帳規則の制定による府県収税部・出張所への一元化を経て、明治29年に税務署に移管され、税務署が実質的に地籍所の役割を果たすことになった。しかし、昭和25年の地方税制の改正で地租が市町村税化されたこととともない土地台帳は登記所に移管され、さらに昭和35年の不動産登記法の改正で登記の一元化が行われ、土地台帳法は廃止され、土地台帳記載事項は登記簿表題部として、土地台帳附属地図は法務局備付地図として引き継がれ現在に至っている。

地籍の法

登記の一元化により地籍情報は法務局で管理されるようになった。しかし、登記簿に記された地籍情報はもっぱら一般国民の権利保全を主体とし、明治の官僚が目指した国土管理や行政一般の便宜のための利用は想定されていない。国土管理で一例を上げれば、水田が長期に耕作放棄され現況は山林となっても地目は更正されない。登記簿上の田の面積は10万 m^2 あるのに、現況は3万 m^2 という話をある県で聞いた。耕作放棄率を聞くと、ある部局は10%以下と答え、別の部局は40%以上という答えを返してきた。ベースの水田面積が定まっていないとこうしたことが起きる。国土の正確な情報を提供できない不動産登記法は、「地籍の法」としては不完全だ。一方、国土調査法はあくまでも調査法であり、これも「地籍の法」とは言えない。

今日、地籍情報は登記目的だけでなく、デジタル処理され多目的に利用できることが望まれている。令和2年度の国土調査法の改正で制度化された街区境界調査では、調査データが他の測量調査でも活用されるよう、国土交通省は調査事業者に境界データの公開を促している。法務省も2023年1月に法務局備付地図の電子データの公開にも踏み切った。こうした試みは、新時代の「地籍」の在り方を示唆している。これまで我々は「地籍」という言葉を無意識に使ってきたが、地籍学会の設立を目指すなら、「地籍」の明確化から始めなければならない。

地籍問題研究会

第37回定例研究会概要報告

2024年3月2日(土)、第37回定例研究会を対面及びオンラインによるハイブリッド形式で開催した。対面約30名、オンライン約90名の合計120名の参加者を得た。

研究会では、鮫島信行当研究会代表幹事が本大会のテーマ「変則型登記と所有者不明土地問題」について趣旨説明を行った後、高村学人立命館大学政策科学部教授による特別講演「表題部所有者不明土地適正化法のインパクト－入会権を中心に」、横山亘氏(東京法務局民事行政部次長)による報告「東京法務局における変則型登記解消事業の現状と課題」(報告1)、飯田裕氏(東京土地家屋調査士会所有者等探索委員)による報告「表題部所有者不明土地における『所有者等探索委員』の活動実態について」(報告2)、監物淳二氏(茨城県土地改良事業団体連合会)による報告「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用した事例」(報告3)が行われた後、質疑応答の時間が設けられた。

特別講演では、高村学人教授より、所有者不明土地とは何かについて、登記上の名義・住所と実際の所有者との不一致としたうえで、①所有者の所在不明、②相続未登記、③相続未登記累計型、④入会慣行に由来する記名共有地に分類し、特に③と④が共有者の人数の膨大さという点で深刻であることが指摘された。もう一つの所有者不明土地として権利部の登記がない、表題部所有者不明土地の問題について、表題部所有者不明土地適正化法の立場では踏み込まなかった入会権・字名義地の面積の広さからこのまま放置しておくことの問題をとりあげられた。続いて、現代における入会権の意義として、真なる所有者は、登記名義人ではなく入会集団であることを認めさせるためには入会権を認めることの必要性があることを指摘された。その上で、立法論として①入会権の民法の条文を改正し総有としての帰属を明記すること、②共有入会権も権利部の甲区欄に記



高村学人氏

地籍問題研究会幹事
小西飛鳥
(平成国際大学法学部 教授)



載できるようにし、その際、入会集団の構成員全員を列挙するが持分比率は記載しない方向での不動産登記法改正を提案された。

報告1では、横山次長から、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づき、東京法務局における変則型登記解消事業の現状が報告された。まず、①災害復興地域、②災害の発生が今後予想される地域、③事業予定地域、④入会地や字持地等今後事情を知る者が減少することが想定される地域などから各地方自治体の要望を聴取した上で通達(令和元年10月17日付法務省民二第253号法務省民事局長通達)に示された優先順位に基づき選定しているが、③の例が多い。表題部所有者不明土地の状況としては、平成30年東京法務局管轄内の調査によると、住所の記載のない単独名義が全体の約80%を占めており、多い順に、住所の記載のない共有名義、記名共有地、字持地である。解消状況について、令和元年から年間110～160件程度を解消し、そのうち住所の記載のない土地が約86%、記名共有地約10%である。住所の記載のない土地の解消については、当初の見込みでは解消は難しくないと考えられていたが、実際は困難であった。また地目別の解消状況を見てみると、墓地約22%、公衆用道路約21%、堤約18%、山林・原野約16%であった。解消事業を進めるにあたり、多人数で共有している土地については、権利者の把握に時間がかかる点、公衆用道路のように所有の意識が乏しい



横山亘氏

と感じられる土地については、相続人から主張がない点、堤のように河川区域内の対象土地については、官有地扱いとなっている点から、その調査に困難が伴うことが多いとのことであった。今後の作業の進捗を早めるためには、マンパワーの確保が必須であり、所有者等探索委員及び土地家屋調査士会との連携が欠かせないとの意見をいただいた。

報告2では、飯田土地家屋調査士・所有者等探索委員から、所有者等探索委員の活動について報告がなされた。令和4年2月に東京土地家屋調査士会から約20名の土地家屋調査士が推薦され、所有者等探索委員に任命されているとのことである。所有者等の探索は、①物権の特定、②資料調査、③実地調査、④調査結果の検証の各段階に分けることができ、所有者等探索委員は①～④すべての業務を行うものとされている。実際の活動は、資料の収集は登記官、実地調査は所有者等探索委員という役割分担で探索を行っているとのことである。所有者等探索委員の行う作業は、㊦登記所に保存されている資料の調査、具体的には、同一の地番区域内の閉鎖登記簿などを閲覧し、表題部所有者の名と同一の名の登記簿を探し、適合した場合にはその住所地を確認、④実地調査、具体的には、現地の位置の特定、利用状況、囲障及び境界標の有無の確認を行う。この際、表題部所有者の問題が発生した数十年前の土地の利用状況と現在の利用状況では極めて乖離していることが予想されるため、土地家屋調査士の経験が役立つとのことである。㊧関係者の聴取、具体的には、資料調査を行って判明した法定相続人、占有者、近隣住民等へ聴取を行うのであるが、協力を得られるようにするために、関係者への事前連絡をどのように行うかが課題である。同時に、法定相続人が過度な期待を持つ場合もあるため、適切に説明する必要がある。㊨意見書の提出という流れで行うが、所有者等探索委員の作業期間はおおむね2～3か月程度である。調査の具体例として、表題部所有者が寺であり、隣接する墓地や境内地と一体として利用されている事例および表題部所有者が個人名であり、現地が公衆用道路であった事例について、現地の状況



飯田裕氏

を示す写真等を用いてわかりやすく説明された。今後の課題としては、①所有者等探索委員は、過去の所有者の特定を行う作業であることから、十分な経験のある土地家屋調査士の確保が重要、②実地調査を行う場合、関係者から公的な調査であることを認識してもらうために、どのように関係者に事前連絡するかが課題であるとの指摘がなされた。

報告3では、監物氏(茨城県土地改良事業団体連合会)から、地方自治法の一部が改正(平成27年4月1日施行)され、過去に町内会役員等の共有名義により登記した土地等で、共有名義人が死亡し相続人の所在が不明の場合など、認可地縁団体への所有権の保存登記または所有権移転登記が困難な不動産について、登記の特例が設けられたが、同特例を活用した事例が報告された。申請要件は、①認可地縁団体が所有している不動産であること、②認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること、③当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全員が当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること、④当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないことが申請要件である。次に登記までの流れが説明された。具体的には、㊦上記の要件について、市町村に疎明資料を添付のうえ、所有不動産の登記移転等に係る公告申請書を提出、④市町村は提出された疎明資料により要件を確認、㊧市町村が確認できた場合、当該不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある関係者は、市に異議を述べるべき旨の公告を行う、㊨3か月以上の公告期間を経た後、異議がなかった場合は、異議がなかった旨を証する書類を交付、④法務局において所有権の保存または移転登記を申請である。次に具体的な事案が紹介された。原野および田の2筆について、明治38年5月22日に登記され、〇〇集落在住者40名の共有であったところ、10名が相続未了のまま現在に至っていた。この土地について、認可地縁団体〇〇町内会の所有地であるとして、登記の特例措置を活用したという例である。この事案で問題となったのは、



監物淳二氏

現在の登記名義人の一部が〇〇集落在住者でないことから、その持分について〇〇集落在住の代表者1名に所有権移転をする必要が生じた点である。また、地目が農地(田)となっている土地があるため、持分移転には農地法第3条の許可が必要となるところ、農業委員会から非農地証明を発行してもらい、代位登記で原野に地目変更する必要が生じた。この事案について、地目変更の代位登記嘱託書、農地法の適用を受けない事実確認願、地縁団体台帳、所有不動産の登記移転等に係る公告申告書、〇〇町内会の保有資産目録等の資料等の関係書類を提示していただいた。特に地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足り資料の補足説明の実際についても資料を提示していただき興味深かった。

以上の報告の後、質疑応答の時間が設けられた。報告者の方々から、入会の登記能力を認めるといった立法論についてはぜひ検討していただきたいという意見、所有者等探索委員は登記官と車輪の両輪であり貢献が大いに期待されているという意見、認可地縁団体の登記の特例制度の要件を緩めることにより、所有者不明土地問題の多くが解決できるのではとの意見、現在の制度のもとで所有者等不明土地の探索を進めていったところ、最後に残るのは入会ではないかという意見などが出された。

会場からは、墓地などで現行の制度では解消できない土地については、国・地方公共団体の名義にするなどの制度改革が必要ではとの意見が出された。これに対して相続土地国庫帰属制度にしても各行政機関のいずれの機関が担当すべきか苦慮しているところであるとのコメントがあった。

また会場から、入会の問題は解決済みであると思っていたところ、そうではなかったとの感想が述べられ、これに対して、高村教授から現時点ではサンプル調査を行っただけであり、どの程度入会の意

識があるかはもう少し調べてみないと明確なことは言えない。認可地縁団体については、公有財産に組み込まれるのではなく、地域の財産「領域財産」として自分たちの財産を残していきたいという意識は強くあるのではないか。そのためにこの制度を利用するメリットが大きい。例えば、法人ではないことから、毎年の会計手続きなどを行わずにすむ、法人税も当然かからない、名義変更も簡便に行うことができる。他方、本来この制度は自治会等が所有している建物およびその建物が存する土地の名義を認める制度であるところ、これを林野にまで広げて良いかは慎重に考える必要があるとのコメントがなされた。認可地縁団体名義の林野について、最近では自然災害が増えているがその責任をどのように考えるべきかについて、共同で林野等を有していることは地域の目が行き届くことから必ずしも悪いこととは言えない。また、災害が起きた場合に、それが不可抗力である場合には、認可地縁団体の構成員が法律上、責任を負うことになるかは明確ではないという問題はある。ただ、そもそも入会地は人が居住しないかなり奥地であることが多いため、それほど心配する必要はないのではとのコメントがなされた。

農地について所有者が何某外〇名となっている状況はあまり考えられないように思われるとの疑問に対して、堅物氏から、土地改良事業においては表題部のみが書き換えられ、甲区欄はそのまま記載され、また昭和32年以前は住所を証する書面も不要であったこと、相続登記も行われずそのままになされていたことが原因であるとの説明がなされた。

最後に、統括の時間を設けることができなかったが、報告者の皆さま、質疑に参加してくださった皆さまのおかげで有意義な研究会となったことに感謝申し上げます。

全国土地家屋調査士政治連盟 「第24回定時大会」

令和6年3月13日(水)東京都千代田区平河町の都市センターホテル「オリオン」において、全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)[第24回定時大会]が開催された。寒暖差の大きいこの時期、前日は深夜まで冷たい雨で心配したが、大会日は春の陽気に包まれての開会となった。来賓に日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)岡田会長、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「全公連」という。)榊原会長をお迎えし、三団体の友好関係が内外に伝わる和やかな列席をいただいた。

大会構成員は、全調政連役員22名、各単位政治連盟(以下「単位調政連」という。)会長・代議員51名の計73名のところ、71名の出席であった。また、傍聴席には各単位調政連役員8名が質疑を見守った。

まずは全調政連椎名会長の挨拶であるが、今年の大会もこの言葉から始まった。「全調政連は、これまで土地家屋調査士の社会的、経済的地位の向上を目指し、土地家屋調査士業務のパイの拡大と適正な報酬体系の実現、この活動を支える会員の増強に取り組んでまいりましたが、本年も継続して取り組んでまいります。土地家屋調査士の地位の向上には、業務の拡大、報酬の適正化が最善の策と考えるからでございます。」

これまでに何度となく聞き及び椎名会長の代名詞ともなっている「業務の拡大と適正な報酬体系の実現」である。全調政連の設立趣意書にある「制度の改革及び事業を現実のものとする」には、政治的力を絶対的に必要とし、事業の重要性を政治に反映させて、政策の領域において適切、かつ、強力に諸手続きが講じられるよう主張するための目的集団の使命が、力強く発せられた開会の挨拶であった。

令和5年度は期の途中でコロナが5類に移行されて、いつもの日常が取り戻された再起動の年となった。本格的な組織活動の成果が披露され、これらの活動の多くは、日調連、全公連との強固な連携の下に、土地家屋調査士の要望が実を結んだ結果として、

具体的な事例が紹介された。

その一つに、狭あい道路解消の政策要望の実現があった。国土交通省において100ページに渡る道路後退手続きのガイドラインが令和5年度中に策定されることになった。これを受けて、全調政連は全公連と連携し、全国各自治体の首長及び議員の方々、担当職員各位にガイドラインの周知を図る令和6年度の活動予定が示された。

昨年10月、神戸市で開催された「狭あい道路解消シンポジウム」は、日調連が主催し、全調政連、全公連の三団体が共同する全国周知活動の第1回であった。令和6年は、能登半島地震の影響で北陸金沢市から急きょ千葉市で開催することになったが、狭あい道路解消の必要性を政治、行政に訴え、その認知を高めようとするものとして、今後も毎年全国各地での開催を予定することが伝えられた。

また、公嘱協会が筆界を明らかにする業務を行い、筆界特定制度における代理人となることを可能にする土地家屋調査士法第64条の改正については、日調連、全公連と共に、各党議員連盟のご支援を頂き、令和7年通常国会での成立を目指している進捗状況となった。政治連盟の粘り強い活動によって「全ての境界確定は土地家屋調査士の手によるべきことを広く社会にアピールしたい」と、その成果に手応えを感じる報告となった。

最後に、全調政連にとって、会員の増強は喫緊の課題として取り組んでいるものの、全調政連の活動実績が、会員個々の入会への動機に直接届かないもどかしさに、存続の不安を抱える現状が明らかとなった。なお一層の会員増強に尽力くださるようお願いを申し上げて会長挨拶は終了した。



椎名全調政連会長



岡田日調連会長

続いて、岡田日調連会長からは土地家屋調査士の業務として「法務局に提供する図面の作成、さらには裁判所の要請による訴状等に添付する図面の作成などを、土地家屋調査士法に規定することができるか否か」「国家座標の推進、さらにはデータのオープン化等々の推進は国策と位置付けているところでもあり、土地家屋調査士は専門能力を生かして、国家座標による地積測量図を基本とするべく」等の事例を引き合いに、制度法令の改正に向けた活動方針が示された。

榊原全公連会長からは、「令和6年2月に近畿整備局管内への品確法に準じた業務の取り扱い、低入札の基準を含む業務の適正化に向けた国土交通省の取り組みが明文化された。これは参議院議員の豊田先生のご尽力の賜物であり、全調政連とともに現在の嘱託登記業務の入札状況を説明し、改善への要望を行った結果であった。」として関係者に謝意が示された。

大会の進行では、兵庫調政連の橋詰会長が議長に選出され、第1号議案「令和5年度収入・支出決算報告承認の件」が上程され、会計責任者が説明、監事から監査報告が行われた。単年度の収支差額の増大について質疑応答が行われ、採決により原案のと



榊原全公連会長

おり承認された。第2号議案「令和6年度運動方針案」第3号議案「令和6年度収入・支出予算案の審議の件」は一括上程され、会長、幹事長が説明を行った。会員数の減少による会費収入の減額、収支予測の見込みについて、活発な質疑が行われた。今年、継続した収支検討を行うことで、採決に移り、原案のとおり承認された。最後に、第4号議案「追加役員選任の件」が上程され、指名副会長に東京調政連、野城会長が選出された。都心における業務処理、新規会員の入会を促進する役割を担う。

以上をもって、すべての議案が可決承認された。議長降壇によって定刻どおり大会は終了した。

令和5年度は全国50会の単位調政連会長がブロックごと5回に分かれて、日調連の会館に参集いただいた。運営する役員の負担は5回に増えたが、少人数ならではの緻密で地域の実情に配慮する勉強会が実現できたものと思う。費用がかさむ課題を乗り越えて、50会の単位調政連と更に緊密に連携する姿が全調政連の一番の役割と考える。

文責：全国土地家屋調査士政治連盟
幹事長 久保田英裕

第18回 青年土地家屋調査士会全国大会 in TOKYO

『再出発』

コロナ禍を乗り越えた土地家屋調査士の現在地、そしてこれから、、、

東京土地家屋調査士会 会員 渡邊 輝夫

去る2024年2月24日、全国から約200名の青年土地家屋調査士が東京に集い、『第18回青年土地家屋調査士会全国大会 in TOKYO』が開催されました。この場を借りてコロナ禍による中断を経て再開された、本大会の報告をさせていただきます。

皆様、青年土地家屋調査士会はご存じでしょうか？ 若手の土地家屋調査士の研鑽及び親睦を目的とし設立された任意の団体で全国各地に設立されております。活動内容、頻度は各県さまざまで、主に若手向けの勉強会やレクリエーション等が定期的に行われておりますが、年に一度の同団体最大のイベントがこの「青年土地家屋調査士会全国大会」(以下「本大会」という。)です。

コロナ禍により途絶えていた本大会。再開するのはやはり東京から、ということで我々『東京青年土地家屋調査士会(東京青調会)』が主催となり、5年ぶりの参集による開催に向けて約1年をかけて準備を進めてきました。場所は東京のド真ん中、新宿。極力、形式やセレモニー的な要素を排除。参加者の中には各土地家屋調査士会の役員も多くいますが、この場だけはその肩書を外し「いち青調会員」という全員がフラットな立場で楽しめる大会を目指しました。

当日12:30受付開始。ここ「ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター」には、北は北海道から南は沖縄まで、日本全国実に多くの地域から約200名の土地家屋調査士が集いました。5年ぶりの再会に旧交を温める方、登録したての若手はもちろん、今大会は受験生や補助者の方にも参加をいた

き、幅広い年齢層の『青調会員』で会場がいっぱいになりました。すっかり大人になった日調連発行『じめんのボタンのナゾ』の作者さんのサプライズ参加もあり、屋外の厳寒とは裏腹に大会開始前から会場内は熱気で溢れておりました。



大会パンフレット

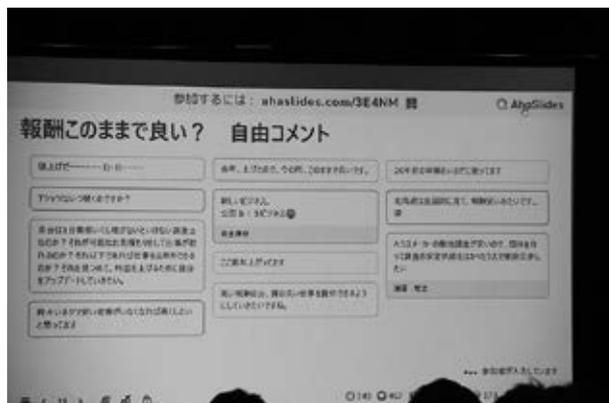
大会開始後の前置きは実行委員長の挨拶のみ。来賓挨拶や基調講演なども省略し、寸暇を惜しむかたちでパネルディスカッションが始まりました。

- 14条地図作成事業について掘り下げる
- 大物価高騰時代到来！土地家屋調査士の報酬はこのままで良いのか？
- もう人がいません…本気で考えよう若手&開業サポート

上記3つのテーマに分かれて議論が行われました。



東京青調会(運営側)のひとりがコーディネーターで、パネラーは参加者の中からその場で募って登壇して頂きました。



会場3か所の大スクリーンにスマホから投稿した意見が映し出される「アハスライド」。

今回の新たな試みとして『Aha Slides (アハスライド)』というアプリを導入しました。参加者は壇上のパネルディスカッションを見ながら自分の意見を自身のスマホで投稿、それが会場内のスクリーンに映し出されるシステムで、壇上のパネラーも参加者の意見を見ながら議論を膨らませるといったものです。壇上パネラー&参加者関係なく全員参加の雰囲気を作ることができ、このシステムを試せたことは今回のイベントの中で最も大きな収穫だと感じました。

全国各地、多様な土地家屋調査士が集まっただけあって、出される意見は貴重で斬新なものでした。14条地図作成については、アハスライドを使って会場に多くのアンケートを取り、疑問点・問題点を浮き彫りにすることから始まりました。従事している人の意見、してない人の疑問、以前従事していて辞めた人の意見などなど、リアルな現状を皆で共有することができました。続く「物価高」と「人手不足」のテーマは、土地家屋調査士業界だけでなく一般的にどの業界も抱える頭を悩ます問題であり、実に多くの意見が出されました。特に人手不足、土地家屋調査士の高齢化については地域に関係なく深刻であり、「開業したは良いが周りはおじいちゃんばかりで将来が心配、、、」「実際に過労が原因で亡くなった人も、、、」といった意見も出されました。せっかく



懇親会の様子。各青調会の紹介のほかアイドルユニット？のパフォーマンス、即席オークションも行われました。

難関試験を突破したのにメシが食えない資格では未来がない、、、そんな中でもX (旧Twitter)などを活用した新たな若手サポートの動き、この青調会こそが率先してその役割を担うべきであるといった前向きな意見も出され、次に進むべき方向がなんとなくではあるが共有できた、そんな形で幕を閉じました。

続く懇親会は、場所を移して新宿三丁目の「レストランテ・ベニーレベニーレ」で行われました。前大会のオンライン全国大会を主催した広島青調会代表の乾杯の挨拶から始まり、壇上では各青調会の自己紹介&アピール、時にはパフォーマンスが行われました。また全国各地から差し入れて頂いたお酒を参加者全員で楽しませていただきました。

今回の大会、私的にもっとも大きな収穫と感じたのは、この大会をきっかけに全国の青調会が再びつながったことです。LINEなどのSNSを使って情報交換が容易にできるようになり、それぞれの青調会が行っている研修内容や講師の情報、時には合同での研修やレクリエーションを企画するなど、この場限りで終わらない次につながる大会になったことが何よりの成果だったと思いました。

さて、早くも次回大会のお知らせ。第19回青年土地家屋調査士会全国大会は、、、北海道。さあ皆様、いまからスケジュールを空けておきましょう。



本大会に合わせてエクササイズ企画「近代測量最古の基準点にふれてみよう」も行われました。

土地家屋調査士ガイダンス(名古屋)

日時：2024年3月24日(日) 13:30～

場所：ウインクあいち(愛知県産業労働センター) 11階・1103会議室

内容：第一部 資格取得希望者への説明会(13:00～)

第二部 開業希望者への説明会(14:30～)

第三部 個別相談会(15:30～)

日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会と東京法経学院名古屋校が共催する土地家屋調査士ガイダンスが、愛知県中村区の名古屋駅前にあるウインクあいちで開催されました。このガイダンスは、土地家屋調査士の資格取得や開業を目指している方を対象に毎年開催されており、今回は7回目の開催となりました。

冒頭、愛知県土地家屋調査士会の梅村会長から挨拶が行われ、続いて東京法経学院の立石代表からも挨拶があり、説明会が始まりました。

第一部は「資格取得希望者への説明会」が行われ、東京法経学院名古屋校で土地家屋調査士コースの講師を務めている小林弘仁講師が説明を行いました。小林弘仁講師は、三重県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士でもあるので、説得力のある説明でした。説明会にはあまり土地家屋調査士のことを知らない参加者もいるため、土地家屋調査士とはどのような資格であるのか、なぜ数ある国家資格の中で土地家屋調査士を選択するのかを説明している中で、名称独占、業務独占、設置義務資格であることが強みであるとの説明を聞いたときに、私自身もあらためて土地家屋調査士という資格の魅力を感じ、また国家資格者であるという責任が伴う資格であることを再認識させていただきました。その後は実際の業務内容や、資格試験の説明を行い、第一部は終了となりました。

第二部は「開業希望者への説明会」が行われ、愛知県土地家屋調査士会広報部長である片岡忠雄会員が講師として説明を行いました。片岡忠雄会員は開業を希望している方はもちろん、開業することを迷っている方の背中を押してくれるような説明会でした。事前に寄せられていた質問が数件あり、その質問に答えながら説明会が進められていきました。この事前に寄せられた質問に対する回答を質問者のみに回答するのではなく、参加者全員に聞いてもらうことで、他の参加者も同様に悩んだり、気になっていたことの答えが聞けたと思います。この配慮のある対応に片岡会員の土地家屋調査士を目指す方に対する想いを感じました。説明会の中で、士業の中で登録者数が土地家屋調査士だけ減少している。さらに登録者の平均年齢が60歳台と高齢化していて、今後も減少していくことが予想されるとの厳しい現状も伝えていました。この現状を打破していきたいとの思いが、片岡会員の土地家屋調査士を目指す方に対する想いになっているのだと感じました。

第三部は「個別説明会」となり、相談希望者とスタッフの現役土地家屋調査士がマンツーマンで相談に対応しました。8名の土地家屋調査士が相談員として対応しましたが、第一部と第二部のみの参加予定であった参加者から、このまま第三部にも参加したいとの要望があり、相談者が13名と予想を超える盛況ぶりでした。相談会では急遽、私も相談員と



して対応することになったため、他の相談者の相談内容はわかりませんでしたが、相談者はみんな真剣に相談していました。私に対応した相談者はまだ資格試験に合格はしていませんでしたが、質問内容を事前にメモして準備してきていて、具体的な内容まで相談していました。やはり心配していたのは、仕事の依頼があるのか、きちんと収入が得られるのか、というところに不安を感じていました。こればかりはやり方次第ではあるので、絶対に大丈夫とは言えませんので、私の経験を伝えさせていただきました。

今回の土地家屋調査士ガイダンスの感想ですが、土地家屋調査士という資格は仲間意識がとても強い

資格だと思います。これから土地家屋調査士を目指す方、開業を考えている方はとても不安だと思いますが、業務などで迷うことがあれば、先輩や仲間に聞けば教えてくれます。同業ライバルという考えを持った土地家屋調査士には私は会ったことがありません。今回参加いただいた方とは、また仲間としてお会いできれば嬉しく思います。

なお、今回の土地家屋調査士ガイダンスの参加者は29名でした。年代は20代から50代で、愛知県以外からも岐阜県、三重県、長野県、京都府、千葉県、福岡県から参加していただきましたことを報告します。

広報員 中島 健太(愛知会)



続

続!!

愛しき我が会、我が地元

Vol. 124

鹿児島会

『鹿児島県紹介と広報部活動』

鹿児島県土地家屋調査士会 広報部 内別府 健

まずは鹿児島会と鹿児島県のご紹介です。

鹿児島会は、鹿児島支部・霧島支部・南薩支部・川内支部・出水支部・鹿屋支部・大隅支部・熊毛支部・大島支部の9支部で作られている組織です。

鹿児島県の面積は、約9,188km²で、九州地方で1位、全国では10位の広さです。県内には約600の離島があり、うち26島が有人です。離島の総面積は約2,485km²で県全体の約27%を占め、島の人口とともに全国1位です。19市20町4村からなる鹿児島県(令和6年4月現在)は、「鹿児島」「南薩(なんさつ)」「北薩(ほくさつ)」「始良(あいら)・伊佐(いさ)」「大隅」「熊毛(くまげ)」「大島」の7つの地域に分かれます。



錦江湾に浮かぶ桜島は、鹿児島のシンボルといわれています。その桜島で、京都大学防災研究所桜島火山観測所が行っている研究の繰り返しGPS観測に、鹿児島会及び公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家

屋調査士協会がボランティアとして参加しています。

鹿児島県本土の東側に位置する大隅半島の鹿屋市に私は住んでおり、自然がとても豊かなところで、食べ物(個人的には黒豚・黒毛和牛・地鶏)がすごくおいしいです。詳しくは鹿屋市クリエイティブディレクター池崎慧氏が発信していますので「KANOPYeah! CITY」プロジェクトをインターネット検索してみてください。

次に鹿児島会の広報活動の一部を紹介させていただきます。

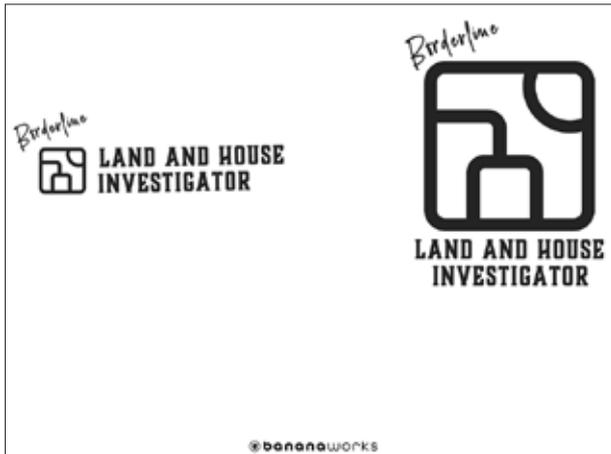


学生向けの広報活動の紹介です。鹿児島工業高等専門学校都市環境デザイン工学科2年生41人の学生を対象に土業の働き方について講演を行いました。

学生自身がキャリア形成について考えるというテーマがあり、企業の方々もいる中で土地家屋調査士の職業紹介・業務内容・一日のスケジュール・やりがいなどをお話しさせていただきました。卒業後の進路が進学か企業への就職が大半になる学生さんへは、もしセカンドキャリアの選択をされる時には、土地家屋調査士を思い出してくださいとも付け加えました。

次に企業向け研修会の紹介です。会報「土地家屋調査士」No.803 2023.12にも掲載されていますが、鹿児島会研修部の方々が令和5年6月に鹿児島銀行隼人支店会議室において、「第1回銀行と土地家屋調査士の勉強会」と題して出前授業を行っています。その第2回が令和6年4月に開催され「一般住宅新築、入居まで一連のシミュレーション」という講義内容で実施しました。重点部分が分かりやく伝わるように配慮された講義内容が大変好評でしたので、今後も継続的に実施されていくかと思われま

す。最後に個人的な広報活動にはなりますが、土地家屋調査士のロゴをデザインしていただきポロシャ



ツ・Tシャツなどを作成しています。あえて土地家屋調査士を全面に出さずに、抽象的なロゴにしている、横から見た建物や太陽がある街の風景、又は地積測量図や地図を上から見たようなデザインであり、土地家屋調査士が関わっているお仕事を抽象的に表現していただきました。作業中にポロシャツ背面のロゴデザインから何のお仕事？と聞かれることもあり、少しは広報活動になっているのかなど実感しました。今後も広報部として土地家屋調査士を皆様に知っていただけるように色々な活動をしていきたいと思っています。

岐阜会 『岐阜城登記プロジェクトについて』

岐阜県土地家屋調査士会 財務部長兼広報部長 斉藤 浩

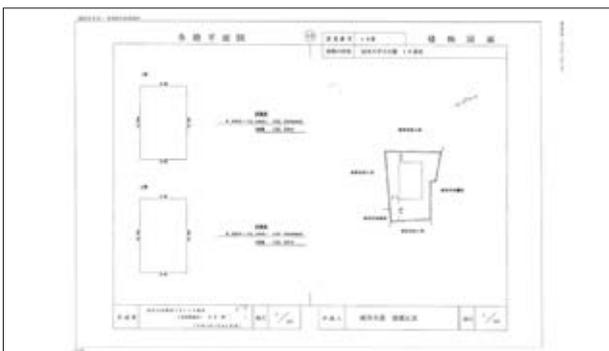
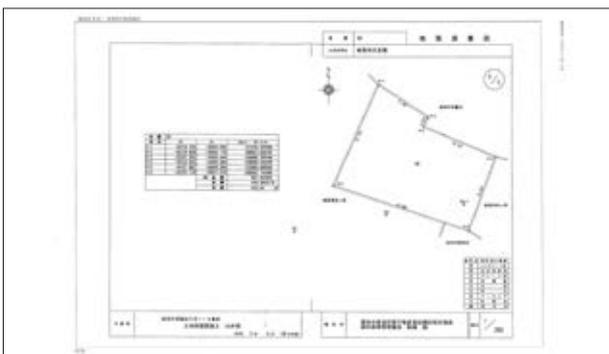
岐阜城登記プロジェクトは、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業として平成30年に企画し、令和3年から岐阜市、岐阜地方法務局、林野庁との協議を重ね、令和5年10月26日に建物表題登記が完了しました。

岐阜城登記にあたり、岐阜地方法務局、岐阜市役所、林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署をはじめ多くの方に協力いただき感謝しております。

これまでの歩みを簡潔に紹介させていただきます。

平成30年～令和3年

岐阜城の存する土地の調査をしたところ、岐阜城



の存する土地に登記情報、昔の登記簿、さらに前の土地台帳はなく、岐阜市及び法務局に和紙公図(旧土地台帳附属地図)は保管されていることが判明しました。和紙公図には「天主閣」とあり守ではなく主の字。図面に「拾八番」の記載がありました。

全国のお城の登記状況の調査をしたところ、愛媛県の松山城、滋賀県の彦根城については登記簿があることが判明しました(明治期の登記と思われる、建物図面は存在しません)。

令和4年

1月18日に現地調査(主に建物調査)を行いました。

8月9日に現地調査(主に基準点測量、細部測量)を行いました。

岐阜市役所、岐阜地方法務局、林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署等と都度協議しました。

令和5年

10月11日に土地と建物の表題登記を申請し、10月26日に完了しました。





11月10日に白井会長および役員の一部で岐阜市長へ完了報告及び記者会見を行い、翌日の岐阜新聞、中日新聞、読売新聞に記事が掲載されました。

登記を終えて

資料調査を進める過程で、現存の登山道と公団上の赤道がほぼ整合することが判明し、先人の測量技術には驚きました。

また、他のお城の調査を進める中で、全国の著名なお城の登記簿がほとんど存在しない事が判明しました。すべてのお城を調査することは難しいですが、現時点で当会が把握する限り、お城の建物図面が取得できるのは岐阜城が全国第1号であると思われま

岐阜城の歴史について

岐阜城はもともと稲葉山(いなばやま)城、井之口(いのくち)城と呼ばれ、鎌倉時代の初期に築かれたといわれています。しかし、この城を近代城郭として大改修したのが斎藤道三です。その後、織田信長が1567年の稲葉山城の戦いにより斎藤龍興から奪取し、本拠地を小牧山から当城へと移し、新たに造営したものが一般的に知られている、大河ドラマ等に登場する岐阜城です。

本能寺の変以降の城主は、織田信孝、池田輝政ですが、最後の戦国城主は織田秀信



といっても一般の方にはピンときませんが、かの有名な清洲会議で羽柴秀吉が織田家の新当主として擁立した、あの「三法師」です。

秀信は石田三成の拳兵に呼応し西軍につき、関ヶ原の戦いの前哨戦の岐阜城の戦い

(1600年)で東軍側の池田輝政や福島正則らに攻められ落城、翌1601年(慶長6年)に徳川家康によって岐阜城は廃城とされました。翌年(慶長6年)徳川家康は、娘婿である奥平信昌に10万石を与えて、加納城を築城させました。奥平信昌といっても一般の方にはピンときませんが、有名な「長篠の合戦」で織田・徳川連合軍が到着するまで長篠城を死守した城主です。家康の長女の夫でもあり、大河ドラマ等にも登場する人物です。

岐阜城の城下町一帯は、その後「岐阜町」と呼ばれ、徳川幕府が直接治める直轄地になりましたが、1619年(元和5年)に尾張藩(名古屋・徳川家)領となりました。そしてそのまま明治維新を迎える事になります。

明治6年に新政府より「廃城令」が交付されると、全国の殆どの城が取り壊されました。その後の太平洋戦争での焼失もあり、現在、明治以前から残っている天守は全国で12箇所です(一般的には「現存12天守」と呼ばれます)。現在の岐阜城の天守は「復興天守」と呼ばれるもので、昭和31年に有志によって建築され、建築後は岐阜市が維持管理することになりました。

残念ながら岐阜城はそのような理由で現存12天守の一つではありませんが、戦国を舞台としたドラマ等には必ずと言っていいほど登場する、非常に歴史的価値の高い城です。

このようなお城を登記することができ、達成感を感じております。

常任理事としての一年を振り返って



常任理事 内野 篤(制度対策本部担当)

制度対策本部担当の常任理事に就任して1年、早くも任期の半分が過ぎました。振り返ると、土地家屋調査士制度に関する種々の問題に接し、会長の指導の下、関係役員の皆さんと共に対応してきました。

制度対策本部が対応する事案には、一見すると即時の単発的な対応で済むと思われるものもありますが、多くの事案においては、土地家屋調査士制度をどのように向上発展させていくべきかという長期的な展望を持って対応することが求められていると思います。土地家屋調査士制度の望むべき将来像は、必ずしも一点に収束している訳ではありませんので、最良の方向を見定めるのは難しいことですが、対応した事案について、自分なりにより良い制度の在り方を考え、将来を見据えた対応をすることを心がけてきました。



制度対策本部における対応業務の一部を次に掲げます。

- ・令和3年の民法及び不動産登記法の一部改正並びに相続土地国庫帰属法に関する対応として、不動産登記法の一部改正に係る政省令改正案等に対する意見及び相続土地国庫帰属制度における土地家屋調査士の関わり等についての意見を提出しました。
- ・土地家屋調査士法等の改正に向けて、改正すべき項目の検討及び関係機関等との調整を行っています。
- ・土地家屋調査士試験制度の改善に関する検討及び関係機関等との調整を行っています。
- ・国のデジタル政策の一つである不動産関係ベース・レジストリの整備に関する検証及び土地家屋調査士業務におけるDX対応についての検討を行っています。(業務部と協同)
- ・土地家屋調査士総合研究所(仮称)設置に向けた検討を行っています。(研究所と協同)

任期後半の1年も継続案件を含め様々な事案に対応することになると思いますが、特に土地家屋調査士の業務に関する土地家屋調査士法等の改正等は、最も重要な課題であると考えています。引き続き関係団体とも連携・協調して職務を遂行していききたいと思います。



常任理事 大久保 秀朋(総務部長)

広報部から「1年を振り返って」との原稿依頼を頂きましたが、私の1年間の感想をお伝えしても仕方がない(誰も聞きたくない)かと思いますので、かなり慌ただしく過ぎていった1年間を総務部会での主な議題をピックアップし、総務部の活動をお伝えしたいと思います。(順番は部会での協議順で特に意味はありません。文字数の関係により項目を絞っています。)



今期の総務部会における主な協議議題

- (1) 商標利用に関する対応について
- (2) 日調連関係法規集の作成について
- (3) 顧問社会保険労務士について
- (4) 全国ブロック協議会長会同の運営等について
- (5) 全国会長会議の運営等について
- (6) 連合会役職員の研修について
- (7) 土地家屋調査士登録管理システムの再構築について
- (8) 懲戒処分について
- (9) 年計報告について

- (10) 土地家屋調査士会会則モデル及び土地家屋調査士会注意勧告に関する規則(モデル)の一部改正について
- (11) 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和6年3月追加)」について
- (12) 土地家屋調査士会への助成について
- (13) 顧問等の委嘱に関する(基準)内規の改正及び総会の旅費等の支給について
- (14) 土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集の改訂について
- (15) 土地家屋調査士会における支部の廃止について
- (16) 第81回定時総会の運営について
- (17) 日本土地家屋調査士会連合会会館維持管理規程の一部改正(案)について
- (18) ハラスメント防止に関する指針を策定することについて
- (19) 非土地家屋調査士への対応について
- (20) 事務局職員からの待遇改善の要望に係る今後の対応について
- (21) 日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の見直しについて
- (22) 土地家屋調査士倫理規程及び同職務規程の統合について
- (23) 土地家屋調査士会からの照会について

一覧として挙げてみると、多岐にわたり様々なことに対応させていただきました。残りの任期も少しでも土地家屋調査士会及び会員の皆様のお役に立てるよう、尽力したいと思います。



常任理事 千葉 正和(財務部長)

一年前の財務部長就任の挨拶では、3つの項目について取り上げましたので、主にそれらに沿って振り返りながら二年目に向けた取り組みをお話したいと思います。

【財務の執行を適正かつ滞りなく行うこと】

連合会の会務や事業を行うことにより、会長以下役員・委員及び職員が活動すれば、日々必ず多くの決裁や会計処理が発生します。これらは、総会で承認を受けた事業に沿って活動するものですので、予算の適用項目と金額が適切に執行されているかについて心掛けて見てきました。

予算の執行については、多くの方に多方面から見ていただくことが必要だと考えています。最終的には総会において皆様からのご意見をいただくことにより、令和6年度の予算執行に生かして行きたいと考えております。

【親睦事業を通じた会員同士の更なる交流】

令和5年度のゴルフ大会は、10月2日(月)に福島会と東北ブロック協議会の協力のもと、天候にも恵まれ、多くの会員の皆様にご参加いただきました。同時に観光コースもあり、楽しい時間を過ごしながら有意義な交流の機会となりました。担当していただいた方々には改めて感謝を申し上げます。

今年度は、徳島会と四国ブロック協議会の皆様の協力により実施する予定となっておりますので、多くの会員の皆様と交流できることを楽しみにしております。

【中長期的な財政計画の検討】

財務部では、以前から連合会を安定的に運営するための中長期的な財政計画の検討として、財政シミュレーションを行っております。これによると一般会計の繰越金が従来予想していた減少スピードよりも早まるとの結果となりました。そのため、各部の理解も得ながら今年度の事業費の削減に努めました。

財務部の仕事として、無駄なく効率的な予算の立案をお願いするため、各部と提出された予算(案)について協議する場を設けますが、その際、どうしても要求された予算(案)に対し削減する方向の話題になりがちです。事業費は不断の見直しを行っていかねばならないものですが、削減することが財務部の仕事になってはいけないとも考えます。また、事業費の削減はどこまでもできるものではないとも考えています。一方、管理費の方を削減できるかという問いには、管理費の中心が人件費や会議費等のため大きく削減できないと感じています。つまり、次に検討するのは連合会の収入を増やすことになってくるのではと感じています。



例年、予算編成では大きな方向性として会長が作成した予算の編成方針を基に、各部が事業の内容を検討して予算(案)を作成しますが、令和6年度の財務部に関係する部分では「今後数年間を財政の転機として位置付けたい」との方針が掲げられたことから、会費の見直しについても検討していかなければならないものと考えています。

【令和6年度に向けて】

以上のように、一年目を経て二年目の課題や目標に取り組んでいきたいと考えておりますが、これらを実現して行くためには、各土地家屋調査士会及び会員の皆様のより一層のご理解とご協力が必要になってくると考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



常任理事 水野 晃子(業務部長)

月並みな言葉ですが、あっという間の一年が怒涛のように過ぎようとしています。

2期4年で終わるはずの連合会理事生活がさらにもう1期となり、人生設計の中ではまったく想定していなかった常任理事を拝命しました。「一人で好きな測量をしながらのんびり暮らしていきたい」と思って土地家屋調査士になったのに、なんでこんなことになったんだろう？そんなことをぼやいていても時間は過ぎていくだけなので、さっさと諦めます。せっかくこのポジションをいただいたのなら、できること、やりたいことをやろう。

今の土地家屋調査士に足りないことは何か。

これからの土地家屋調査士に必要なことは何か。

これを考えたときに導かれた答えが、就任挨拶(会報2023年9月号・No.800)のとおり、「国家座標(登記基準点)」と「業務情報の利活用(調査士カルテMap)」でした。

不動産関連情報に最も接しているのは、土地家屋調査士ではないでしょうか。日々の業務において、土地の詳細を調査し、土地と建物の位置関係についても調査しているのは私たちしかいません。

近年、デジタル田園都市国家構想の策定、不動産関係ベース・レジストリの整備など、不動産に係るDXが国家事業として急速に進められています。これらの実現に必要なのは、国家座標による位置情報の整備とその情報の利活用です。私たちは日々の業務においてこれらのすべてに関わっているのです。土地家屋調査士は新たな局面を迎えています。「国家座標なんて…」と敬遠したり、毛嫌いしたりしている場合ではありません。

令和5年度には、登記基準点についての研修会を、また、調査士カルテMapでは初の試みとしてDM発送、ウェブ研修会を実施しました。

令和6年度には、これらをさらに一歩進めていきたいと考えています。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



常任理事 山崎 勇二(研修部長)

令和5年6月の再就任以降を振り返ってみますと、この1年も前期同様、慌ただしく過ごしてきた感が強いです。

役員改選による新メンバーでの事業執行、年度途中での事務局職員の配置替えもありましたが、令和5年度の事業計画は次年度への検討課題を残しつつも達成することができました。

研修部で行った事業は、「研修の企画・運営・管理・実施」であり、①CPDの運用 ②義務研修(新人研修・年次研修)の実施・検討・管理 ③eラーニングの拡充・整備と運用 ④研修体系及び研修の充実の検討 ⑤研修情報の公開の活用・推進 ⑥研修部が管理するシステムの構築・検討にプラスして土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進でした。

①CPDに関しては認定基準表の見直しを行っております。認定コードの廃止を行い入力簡素化を



目指しております。

- ②義務研修に関しては、令和5年度に実施した新人研修での反省を踏まえて令和6年度の新人研修の実施計画を立てました。また新人研修の体系化に向け義務研修運営委員会を立ち上げ、新人研修の在り方及び第2期年次研修の検討を行いました。
- ③eラーニングについては、新コンテンツを外部委託で2本、連合会企画で4本、計6本をアップしました。
- ④研修体系及び研修の充実の検討としては、講師団名簿の更新、事業助成対象会向けのウェブ研修会を実施しました。
- ⑤研修情報の公開・活用については、研修インフォメーションの運営管理を行いました。
- ⑥システムの構築・検討については、令和6年度中の運用開始に向け日々準備を進めております。

土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進については、私自身も特別研修運営委員となり、研修部と特別研修運営委員会の繋ぎ役となりました。委員会では特別研修の運営・管理及び新たな支援・受講促進策を協議してきましたが、受講促進に関しては研修部のみでの対応では手詰まり感が強く、日調連として今後の方向性を早く打ち出す必要があることを痛感いたしました。



常任理事 久保 智則(広報部長)

昨年、連合会理事会にて広報部長を拝命してから一年が過ぎようとしています。当初、私に連合会の広報部長が務まるのか不安でいっぱいでしたが、担当副会長、広報部理事、広報員、事務局職員の支えにより、なんとか折り返し地点までたどり着きました。

広報部では前期から外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信として、SNSによる広報に力を入れ活動してきました。今期は新たな試みとして、YouTube動画制作における業者選定の公平性と業者選定のスキームそのものを資格紹介の制度広報と位置付け、インターネットのコンペサイトを活用しました。動画のテーマを4つに設定、テーマ毎に業者を選定、計8本の動画を制作しました。5月1日から連合会公式YouTubeチャンネルにて順次公開してまいります。機会がございましたら是非ご覧ください。また、今までSNSへの投稿や、プレスリリース等の発行については、一部運用が曖昧であったところを改めて内規を作成して運用することとしました。広報部の活動は他にも盛沢山ですが、その一部を紹介させていただきました。

私は就任の時から、連合会だからこそできる広報活動を目標にしてきました。今年度も初心を忘れずに引き続き活動していきたいと思っています。基本的には今まで行ってきた活動を継続していくと共に、全国会長会議において要望があった、「PRパンフレットの作成」「制度広報用ポスターの作成」「試験日告知ポスターの作成」については確実に進めるべく検討しています。同様に一度中止してしまった「全国一斉不動産表示登記無料相談会」についても復活させることとしています。全国会長会議で要望を受け、連合会広報部だからこそできることなのかと思います。

残り一年になりますが、皆様のご期待にお答えできるように努めて参りますので、ご協力、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



常任理事 石野 芳治(社会事業部長)

社会事業部は、地図・ADR・法テラス・公共嘱託登記・その他公共公益に関する事項を担当しております。これらはそれぞれがかなりのボリュームを持ちながら、さらに高度かつ専門的な対応を長期的に求められているため、就任当初から全速力で対峙してきました。一人では乗り越えることは難しかったかもしれませんが、社会事業部の理事全員で力を合わせ、無事にこの一年を乗り越えることができました。担当副会長・社会事業部理事には感謝してもしきれません。



地図関連では、法務局地図作成作業の次期10か年計画や国土調査の10箇年計画の基本方針の見直しなど、今後10年にかかわってくる部分に携わってきました。

ADR関連においては、改正ADR法の施行に伴いバタバタしてしまいましたが、こちらも無事に乗り越えることができたと考えております。

昨年秋には、神戸市において狭あい道路解消シンポジウムを開催することができました、兵庫会の皆様、全調政連・全公連に対して感謝いたします。

さらには、新たな財産管理人制度が始まったことを受け、今後、我々がこの制度に積極的に参画できるように、社会事業部として努めてまいります。

そして現時点での重要な事項として、災害への復興支援に関する事項があります。これに関しては、秋口から関連規則の見直しに着手していたところに大きな地震が発生しました。石川会では現在、復興支援に全力で当たっておりますので、連合会もそれらのバックアップや国に対しての働きかけを進めてまいりたいと考えております。

また、石川会に対して義援金を含め多くの方・会からご支援をいただいておりますこと、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

このように、社会事業部は特に社会貢献に関連する事業を担当しておりますので、我々の働きが「未来の土地家屋調査士業界、新たな職域を作っていく」という想いを胸にこの一年を走り切りたいと考えております。今後とも暖かく長い目で見守っていただけますようお願い申し上げます。



常任理事 秋山 昌巳(研究所長)

昨年7月の理事会において常任理事(研究所長)に選任いただいてから早いもので10か月が経過しました。初めての連合会役員ということで、当初は連合会に関するありとあらゆるものが右も左もわからない状態でしたが、岡田会長をはじめとする役員経験者の皆様や事務局の皆様のおかげで、何とか令和5年度を乗り切ることができました。特に研究所担当の北村副会長、花岡常務理事、桑原理事と事務局調査課の高橋課長、田口職員には、適切なアドバイスとサポートをいただきました。この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。



令和5年度に実施してきました研究所の事業について、大きなところを2点、会員の皆様に報告いたします。1つ目は、令和5年度、6年度にわたる定例研究についてです。

1. 表示登記制度に関する研究として、表示登記制度におけるデジタルトランスフォーメーションの研究(愛知会：稲垣研究員)、2. 土地家屋調査士制度に関する研究として、「土地家屋調査士制度」に関する研究(長野会：松本研究員)、3. 土地家屋調査士業務に関する研究として、(1)法第25条第2項に関する研究(旭川会：山谷研究員)及び(2)先端技術に関する研究(東京会：本多研究員)、4. 会長から付託された事項の研究として、狭あい道路に関する研究(愛媛会：岩村研究員)の計5本の研究を各研究員が行っております。令和6年度の会報にて順次中間報告記事を掲載する予定です。

2つ目は、「土地家屋調査士総合研究所」の設立についてです。ここ数年議論、検討してまいりましたが、令和7年4月に現研究所をリニューアルする方向で設立することになりました。令和5年度は、制度対策本部とともに、組織改編に向けた議論を行いながら、研究所規則の一部改正を検討してきました。また、土地家屋調査士総合研究所の研究機能を強化するため、地籍問題研究会との連携の在り方を模索しているところです。

令和6年度は、定例研究の成果をまとめながら、土地家屋調査士総合研究所の設立に向けた準備をしっかり行っていきたいと考えております。引き続きご支援、ご協力のほど、宜しくお願いいたします。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



4月16日
～5月15日

今回の水道橋通信をしたためているのは、新千歳空港から福岡空港に向かう飛行機の中である。今年は、コロナ禍も落ち着きを見せ、全国すべての土地家屋調査士会からフルスペックでの総会開催案内が届いている。連合会長として、可能な限り多くの声をお聴きしたくて、様々な地域の土地家屋調査士会にお邪魔するべく、水道橋の街を後にして、文字どおり飛び回っている最中だ。

4月

16日 法務局地図作成事業の次期地図整備計画の策定に向けた基本方針に関する説明会(電子会議)

私自身も委員会に参画してきた次期地図整備計画に関して、法務省の担当官から全国向けにリモート説明会を開催。地域選定の在り方や最新技術の導入等について解説をいただいた。

17日 第1回正副会長会議

令和6年度最初の常任理事会の開催を前に正副会長、専務理事、常務理事及び総務部長に参集願ひ、喫緊の課題等に関して共有するとともに、方向性の確認を行う。

17日、18日 第1回常任理事会

今回の常任理事会は、6月に開催予定の第81回定時総会を見据えた内容を精査すると同時に、制度の未来展望をも意識した議論を展開。

18日 第1回監査会

常任理事会の後、正副会長、専務理事、常務理事及び常任理事とともに令和5年度の事業執行に関する業務監査に臨む。

18日 日本弁護士連合会 会長・副会長就任披露宴

日弁連の新会長・淵上先生は、事務総長時代からお

世話になってきたが、長い日弁連の歴史でも初めての女性会長だそうだ。会場のホテルは、多くの報道陣の姿もあり、華やかな就任披露の会であった。

19日 令和6年能登半島地震被災地視察

本年1月1日の発災以来、能登半島の被災地が常に頭から離れなかったところだが、この日、地元石川会の有川会長・同会所属の石野常任理事に案内いただき、被災地の様子を視察することができた。3か月以上の時間が経過しているにもかかわらず、町のいたるところに倒壊したままの建物が残り、電柱は大きく傾いたままであった。地元会員さんからも復旧・復興のスピードが遅いとの声が多く聞かれた。

5月

8日 第2回正副会長会議

大型連休も明け、正副会長会議を招集。定時総会前最後の理事会に臨むに当たり、各担当副会長、専務理事、常務理事及び総務部長と意見交換、制度対策に関する方針を確認。

8日、9日 第1回理事会

主に定時総会に附議する議案を上程し、理事会を開催。現執行部が誕生して約1年間、日調連会務に携わって来たところだが、多くの理事から様々な意見等を伺いつつ会務運営に活かしてきた。次の1年間においても、理事会の発展的な運営を意識したい。

9日 制度対策本部・研修部・社会事業部合同打合せ(ADR認定土地家屋調査士及び土地家屋調査士会ADRセンターの在り方について)

ADR認定土地家屋調査士及び土地家屋調査士会ADRセンターの在り方について、関連各部による合同での打合せ会を開催。各々の持ち場と立ち位置からの発言と提言をまとめ、これからの方向性を確認し合った。

9日 第19回土地家屋調査士特別研修 基礎研修の開講式収録

今回で19回目を迎える「土地家屋調査士特別研修」の開催に当たり、挨拶を収録。画面の向こう側で見ている、ADR認定土地家屋調査士を目指す皆さんに連合会長としての熱いメッセージをお届けした。

14日 令和6年春の褒章伝達式への参列

今般、7名の土地家屋調査士の方々が黄綬褒章を受章され、法務省にて執り行われる「伝達式」に日調連会長として同席。受章された皆さんは、とても晴れやかな表情で式に臨まれていた。

15日 秋田会 令和6年度定時総会及び懇親会に出席

全国各地の土地家屋調査士会総会の先陣を切るのは、秋田会だ。根本会長や会員の皆さんとの久しぶりの再会に胸踊らせて秋田新幹線に乗車。メッセージとして持続可能な資格者制度と会務運営を中心に
お伝えさせていただいた。



広報キャラクター「地識くん」

4月

16、17日

- 第4回「土地家屋調査士白書2024」編集会議
 <協議事項>
 1 「土地家屋調査士白書2024」の編集について

17日

- 第1回正副会長会議
 <協議事項>
 1 第1回常任理事会審議事項及び協議事項の
 対応について

17、18日

- 第1回常任理事会
 <審議事項>
 1 令和6年度連合会被頭彰者について
 2 令和5年度一般会計及び特別会計の収入支
 出決算報告について
 3 会館特別会計の廃止及び一般会計の会館拡
 充準備金の取崩しについて
 4 土地家屋調査士業務取扱要領の一部改正に
 ついて
 5 研究所規則の一部改正(案)について
 6 令和6年度の事業方針大綱(案)及び事業計
 画(案)について
 7 令和6年度一般会計及び特別会計の収入支
 出予算(案)について
 8 第81回定時総会提出議案について
 <協議事項>
 1 登録商標の利用に関する要領(案)について
 2 役員選任規則第2条に規定する役員及び予
 備監事の数並びに同規則第2条の2に規定
 する理事、監事及び予備監事の候補者の数
 等について
 3 会計規則の一部改正(案)について
 4 登記基準点評価委員会設置規程の一部改正
 (案)について
 5 調査士カルテMapに関する委員会の設置に
 ついて
 6 土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益
 財団法人日弁連法務研究財団との委託契約
 の更新について
 7 令和6年度土地家屋調査士新人研修のカリ
 キュラムについて
 8 公式SNS投稿内規の制定について
 9 令和6年度第1回全国ブロック協議会長会
 同の運営等について
 10 第81回定時総会の対応等について

18日

- 第1回監査会

23、24日

- 第1回業務部会
 <協議事項>
 1 土地家屋調査士業務取扱要領等について
 2 法務局及び地方法務局備付けの事務取扱要
 領等について
 3 年計報告書の総合計表について
 4 筆界特定制度について
 5 登記測量について
 6 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び
 報酬に関する実態調査について
 7 調査士カルテMap及び不動産ID確認システ
 ムについて
 8 登記・供託オンライン申請システム及び登
 記情報システムについて

24日

- 第1回広報部会(電子会議)
 <協議事項>
 1 ウェブコンテンツの作成について
 2 SNS投稿内規の作成について
 3 こども霞が関見学デーへの対応について
 4 広報ツールの作成又は活用について
 5 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動に
 ついて
 6 受験者の拡大に向けた活動について
 7 土地家屋調査士白書の作成について
 8 担当者会同等について
 9 土地家屋調査士会又はブロック協議会への
 情報提供について
 10 会報の編集及び発行について

24、25日

- 第1回研修部会
 <協議事項>
 1 令和6年度土地家屋調査士新人研修の運営
 等について
 2 令和6年度土地家屋調査士新人研修のカリ
 キュラム内容について
 3 第2期土地家屋調査士年次研修の実施内容
 等について
 4 令和6年度におけるeラーニングの作成に
 ついて
 5 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動に
 ついて

- 6 全国の土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会について
- 7 研修管理システム及びCPD管理システムの構築について
- 8 第19回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施について
- 9 第20回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理について
- 10 土地家屋調査士専門職能継続学習認定基準表の改定について

5月

1日

- 第1回日調連関係規則等整備PT会議(電子会議)
＜協議事項＞
- 1 土地家屋調査士倫理規程及び同職務規程の統合について
 - 2 土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集の改訂について

8日

- 第2回正副会長会議
＜協議事項＞
- 1 第1回理事会審議事項及び協議事項の対応について

8、9日

- 第1回理事会
＜審議事項＞
- 1 令和6年度連合会被顕彰者について
 - 2 令和5年度一般会計及び特別会計の収入支出決算報告について
 - 3 会館特別会計の廃止及び一般会計の会館拡充準備金の取崩しについて
 - 4 土地家屋調査士業務取扱要領の一部改正について
 - 5 研究所規則の一部改正(案)について
 - 6 令和6年度の事業方針大綱(案)及び事業計画(案)について
 - 7 令和6年度一般会計及び特別会計の収入支出予算(案)について
 - 8 第81回定時総会提出議案について
- ＜協議事項＞
- 1 登録商標の利用に関する要領(案)について
 - 2 役員選任規則第2条に規定する役員及び予備監事の数並びに同規則第2条の2に規定する理事、監事及び予備監事の候補者の数等について
 - 3 会計規則の一部改正(案)について

- 4 登記基準点評価委員会設置規程の一部改正(案)について
- 5 調査士カルテ Mapに関する委員会の設置について
- 6 土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
- 7 令和6年度土地家屋調査士新人研修のカリキュラムについて
- 8 令和6年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 9 第81回定時総会の対応等について

- 第1回理事会における業務執行状況の監査

9日

- 第2回監査会

13日

- 第5回「土地家屋調査士白書2024」編集会議(電子会議)
＜協議事項＞
- 1 「土地家屋調査士白書2024」の編集について

14日

- 第2回広報部会(電子会議)
＜協議事項＞
- 1 ウェブコンテンツの作成について
 - 2 こども霞が関見学デーへの対応について
 - 3 広報ツールの作成又は活用について
 - 4 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
 - 5 受験者の拡大に向けた活動について
 - 6 土地家屋調査士白書の作成について
 - 7 担当者会同等について
 - 8 会報の編集及び発行について
- 第1回会報「土地家屋調査士」編集会議(電子会議)
＜協議事項＞
- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等について
 - 2 6月号の編集状況について
 - 3 7月号以降の掲載記事について
- 第1回研究所会議(電子会議)
＜協議事項＞
- 1 各研究テーマの研究の今後の進め方について

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標 題
4月16日	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関する周知について(依頼)
4月18日	登記・供託オンライン申請システムで障害が発生した場合の情報発信について(お知らせ)
4月19日	民事月報購読申込みについて(お知らせ)
4月22日	令和6年春の生存者叙勲及び黄綬褒章受章者の内定について(通知)
4月22日	法務局地図作成事業における地区選定への協力について(お知らせ)
4月22日	法務局地図作成事業の次期地図整備計画の策定に向けた基本方針に関する説明会の動画配信について(お知らせ)
4月22日	狭あい道路解消シンポジウムのチラシについて(連絡)
4月23日	eラーニングシステムのメンテナンスについて(お知らせ)
4月24日	相続土地国庫帰属制度の通達及び申請の手引き等について(お知らせ)
4月24日	住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る宅地建物取引業者の事務について(参考送付)
4月25日	令和6年度地籍整備推進調査費補助金(民間事業者等直接交付分)(第2回)の募集開始について(通知)
4月25日	近畿農政局における役務の提供に関する入札公告について(お知らせ)
4月25日	不動産登記規則等の一部を改正する省令の公布について(お知らせ)
4月26日	徽章マークを使用した商品について(お知らせ)
5月1日	第39回写真コンクールの作品募集に係る更なる周知について(お願い)
5月1日	第39回写真コンクールにおける事務局職員等の更なる作品応募について(お願い)
5月1日	第19回土地家屋調査士特別研修に係る集合研修・総合講義における一部運用の変更について(通知)
5月2日	登記基準点測量に関する研修会におけるアンケート結果の送付について
5月2日	国家座標による地積測量図の作成状況に関するアンケートの送付について
5月9日	令和6年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について(通知)
5月9日	第81回定時総会の開催について(通知)
5月9日	第81回定時総会出席者の報告等について(依頼)
5月9日	第81回定時総会議事録の送付における希望部数の聴取について
5月10日	会報「土地家屋調査士」へのご寄稿方について(愛しき我が会、我が地元)
5月10日	第19回土地家屋調査士特別研修の受講料の集金について(お願い)
5月10日	第19回土地家屋調査士特別研修の協力員候補者の推薦について(依頼)
5月15日	東海農政局における令和6年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業に関する入札公告について(お知らせ)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和6年4月1日付

東京 8345 岩崎真美子
東京 8346 布川 裕
東京 8347 奥山三楠子
神奈川 3226 大門 理香
神奈川 3227 野坂 剛
神奈川 3228 金子 英史
神奈川 3229 飛嶋 春希
神奈川 3230 初海 真直
埼玉 2803 秋葉 美幸
埼玉 2804 曾山 継志
群馬 1103 高橋 敏之
静岡 1872 松井 裕介
長野 2633 上原 拓真
長野 2634 黒岩 龍
大阪 3460 内山 茂樹
大阪 3461 瀧藤 祐紀
京都 944 山岸 竜綺
京都 945 高橋 翔
兵庫 2575 高橋 了
兵庫 2576 中嶋康次郎
兵庫 2577 衣川 啓太
滋賀 484 武田 凌真
和歌山 454 和田 英希
愛知 3130 榊山 玄基
三重 926 大野 貴由
岐阜 1328 角倉 秀則
広島 1940 山口 正展
広島 1941 有場 勇二
広島 1942 城楽 唯人
広島 1943 田邊あやこ
広島 1944 木村 洋輔
広島 1945 太田 勇一
広島 1946 磯邊 悠太
広島 1947 河野 聖
鳥取 487 井塚 晃聖
福岡 2439 松下 広輝
福岡 2440 増田 竜一
福岡 2441 高原 健太
福岡 2442 松尾 研士
福岡 2443 水上 裕介
熊本 1251 樋口 竜太
熊本 1252 西 正人
熊本 1253 山崎 淳輝

福島 1527 佐久間洋希
札幌 1249 伊関 太郎
札幌 1250 上田 侑季
札幌 1251 佐川 知也
徳島 530 間宮 諒
高知 691 岡村 一力

令和6年4月10日付

東京 8349 田村 平
東京 8350 清水 知鶴
東京 8351 木田 英祐
神奈川 3231 仙北屋武士
埼玉 2806 関田 和晃
埼玉 2807 高島 優
埼玉 2808 飯田 久典
静岡 1873 高橋 希嘉
長野 2635 大井 政彦
新潟 2251 丸山 優斗
愛知 3131 山田 真也
福岡 2444 平田 修人
宮崎 832 鎌田 朗
福島 1528 山田 善雄
秋田 1048 阿部 芳孝
札幌 1252 北川 裕介

令和6年4月22日付

東京 8352 畔柳 萌恵
埼玉 2809 畝田 尚大
埼玉 2810 井上 高志
茨城 1515 坂口 穰
静岡 1874 地引 宏之
大阪 3462 秋山 昌道
愛知 3132 岩田 昌也
愛知 3133 佐藤 秀樹
岐阜 1330 石崎 慶一
福岡 2445 中村 文彦
宮城 1084 朝井 舞歩
高知 692 平野 歩

登録取消し者

令和5年10月13日付

神奈川 1967 山田 敏

令和6年2月1日付

宮城 532 櫻井 義人

令和6年2月16日付

石川 504 高原 渡

令和6年2月25日付

東京 4820 藤原 干城

令和6年3月3日付

長崎 773 石橋 孝作

令和6年3月7日付

埼玉 1972 小林 秀男

令和6年3月11日付

埼玉 717 鈴木 孝一

令和6年3月15日付

鹿児島 899 山口伊三郎

令和6年3月18日付

三重 140 面脇 正孝

令和6年4月1日付

東京 3549 小倉 敏幹
東京 5888 上野 雅生
神奈川 3219 福田 慶之
千葉 1923 駒崎由紀夫
栃木 765 加藤 良則
山梨 227 渡邊 数雄
長野 2388 駒澤 一明
大阪 2047 吉門 達彦
愛知 2146 高橋ひろみ
岐阜 852 森 廣幸
岐阜 1070 西川 清明
富山 350 田中 和広
熊本 1055 園田 芳一
青森 652 石岡 孝司
徳島 253 杉 秀夫

令和6年4月10日付

東京 8302 山下 武司
神奈川 2546 武笠 利明
神奈川 2762 関東 博之
埼玉 1281 鈴木 孝雄
埼玉 1459 細田 輝男
埼玉 2052 濱田 弘幸
千葉 1072 大竹 稔
千葉 1538 鈴木 功
茨城 633 堀江 潔

茨城 957 雨貝 洋
 茨城 1180 三浦 信孝
 茨城 1512 山崎 達夫
 栃木 701 蚊爪 延行
 群馬 343 篠原 輝夫
 群馬 732 上条 知之
 群馬 746 飯塚 幸夫
 静岡 976 横山 信弘
 静岡 1083 石月 敏勝
 静岡 1160 土屋 道
 静岡 1218 高橋 悟朗
 静岡 1286 杉山 賀春
 静岡 1382 仲田 博之
 静岡 1742 海福 篤
 長野 2051 小出 國正
 新潟 1646 高橋 秀樹
 大阪 1282 和田 朝博
 大阪 3454 森本 正樹
 奈良 202 吉田 英男
 奈良 265 谷村 泰正
 奈良 283 三浦 秀樹
 滋賀 299 高橋 良弘
 愛知 1763 古田 晨雄
 愛知 1795 井上 博之
 愛知 1822 杉山 栄司
 愛知 1868 早川 孝昭
 愛知 1916 高木 敏則
 愛知 2098 吉田 憲和
 愛知 2341 中村 親男
 愛知 2843 天野 勲
 三重 606 東岡 毅
 三重 923 倉田 純哉
 岐阜 960 下畑 昭司
 岐阜 1033 太田 求
 石川 531 宮下 知己
 富山 371 廣澤 敬
 広島 1376 伊藤 信彦
 広島 1666 平原 睦博
 岡山 920 長岡 輝行
 鳥取 424 松南 徹男
 島根 340 松尾 操
 島根 405 森山 健夫
 福岡 1436 堀田 雅史
 佐賀 481 笠井 慶八
 長崎 478 峰 忠彦

大分 555 近藤 正幸
 鹿児島 797 今和泉 優
 沖縄 82 嘉手川重要
 宮城 610 高橋 和一
 宮城 780 熊谷 直次
 福島 1206 佐藤 正之
 釧路 217 金子 橘郎
 香川 453 品治 民章
 香川 599 淀谷 亮孝
 愛媛 540 真柴 文雄
 愛媛 570 井上 平行

令和6年4月22日付

東京 5637 高橋 茂夫
 神奈川 2028 三堀 満
 長野 2418 平林 貞広
 新潟 2108 室橋 賢悟
 兵庫 1553 庄田 忠夫
 兵庫 1832 木下 邦昭
 札幌 702 香島 満也
 札幌 717 櫻井 悦朗

■ ADR認定土地家屋調査士
登録者

令和6年4月1日付

東京 8250 三浦喜八郎
 埼玉 2728 澤田 一穂
 埼玉 2749 成田 和教
 静岡 1860 寺田 豊明
 静岡 1862 田光美佐子
 大阪 3420 佐野 亮吉
 兵庫 2575 高橋 了
 三重 879 藤定 忠弘
 富山 543 藤川 未来
 富山 545 村上 健治
 鳥取 483 桃実 孝啓
 福岡 2030 荒木 松寿
 福岡 2240 先崎 滋
 大分 841 藤井 茂雄
 大分 843 成松 由美
 大分 849 赤峰 崇之
 大分 850 宝珠山隆之
 大分 851 大野 徹也
 大分 862 木内 一栄

福島 1517 酒井 浩樹
 岩手 1186 阿部 直輝

令和6年4月10日付

神奈川 3186 藤沼 紀行
 埼玉 2735 齋藤 祐也
 千葉 2258 関 正充
 千葉 2273 渡辺 真也
 静岡 1851 矢部 裕久
 大阪 2817 川口 良仁
 愛知 2859 小泉 淳
 愛知 3066 住田久美子
 愛知 3105 松井 孝文
 富山 550 宝泉 拓海
 富山 553 谷上 裕一
 山口 990 藤江 義高
 島根 519 伊藤 直也
 大分 848 岩崎 哲也
 宮城 1012 大浦 康宏
 福島 1520 赤城 裕美
 福島 1524 本多 康弘
 札幌 1232 大海 崇志
 香川 742 高橋 憲幸
 香川 743 塩入慎太郎

令和6年4月22日付

神奈川 3155 松村 繁幸
 神奈川 3168 中川 祐雄
 神奈川 3175 村田 邦宏
 千葉 2249 橋浦 涼
 群馬 925 関 雅則
 群馬 929 神山 弘久
 静岡 1849 後藤 竜平
 大阪 3284 灘本 純弥
 大阪 3433 山田 裕太
 愛知 2937 濱田 公利
 愛知 3106 生田 和也
 三重 920 田島 浩二
 岐阜 1330 石崎 慶一
 広島 1935 伊藤 晶彦
 岡山 1422 森田 朋憲
 福岡 2313 入江 啓介
 福岡 2403 田中 幹彦
 大分 860 浦邊 典子



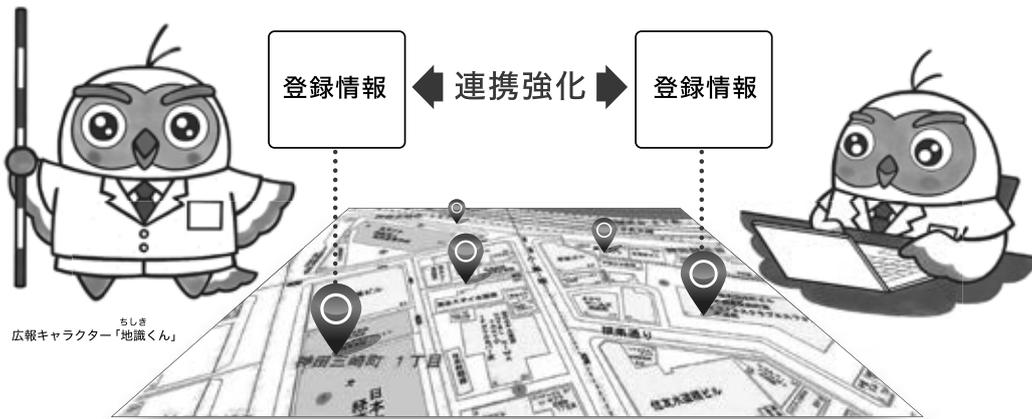
日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

住宅地図・ブルーマップ
 全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
 地図印刷！

地図上で事件簿
 管理ができます！

SIMA図示や
 多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

地図機能について 「調査士カルテMap」では、以下地図機能がご利用できます。



業務に必要な地図が
 これ一つで

住宅地図 ブルーマップ 用途地域

PC やタブレットでいつでも確認でき、
 資料集め・事前調査で活用できます。



地図上で
 事件簿管理が可能

- 調査情報・関連書類を地図上に登録し、
 事件簿の一元管理ができます。
- 登録情報は CSV 出力もでき、
 年計表作成にも役立ちます。

新機能追加について

- 共有ページの検索可能縮尺が拡大し、視認性が向上しました。
- 地図画面での現在地移動が可能となり、現地調査での利用がしやすくなりました。
- 印刷範囲が赤枠で表示され、印刷がしやすくなりました。他にも便利な機能を同時追加！

全国閲覧可 月額 **3,960円** (税込) お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております < 無料で利用できる期間をご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】
 日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

お知らせ

土地家屋調査士2025年オリジナルカレンダー

国土の基礎—基準点のある ふるさとの山々

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で25回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」が下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。 ・消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 580円	1本 760円	1本 760円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申 込 締 切	2024年8月30日(金)		
納 品 予 定	2024年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申込み
締 切 り

2024年
8月30日(金)

お申込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
A) シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入れの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2024年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,500円	1,800円	3,300円

ご注文は FAX:06-6467-8949

大毎広告株式会社 TEL 06-6467-8948
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル7階 カレンダー担当/大森良太・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。 FAX:06-6467-8949

■ご注文本数

A)シンボルマークのみ 1本 580円 <input type="text"/> 本	B)調査士会名入り(50本以上) 1本 760円 <input type="text"/> 本	C)調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 760円 <input type="text"/> 本
-----------------------------------------------	----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

※税込



■ネーム

肩書	(20字以内)	
事務所名	(15字以内)	TEL () -
住所 〒		FAX () -
E-mail		調査士会名

■以上のとおり申込みます。 2024年 月 日

お名前(または事務所名)	印	連絡先	TEL () -
			FAX () -

カレンダーお届け先 〒	お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。 <input type="checkbox"/> ネーム住所と同じ	受付欄
-------------	--------------------------------------------------------------	-----

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

令和6年 春の叙勲・黄綬褒章

おめでとございます。

長年のご功勞に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます。



旭日双光章

針本 久則 (長崎県土地家屋調査士会)

平成元年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴35年
長崎会常任理事、同副会長、同会長、日調連監事を歴任
平成28年法務大臣表彰等、70歳



黄綬褒章

岩瀨 正知 (宮城県土地家屋調査士会)

昭和57年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
宮城会理事、同常任理事、同副会長、日調連理事を歴任
令和5年法務大臣表彰等、73歳



黄綬褒章

大保木 正博 (岐阜県土地家屋調査士会)

昭和59年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年
岐阜会理事、同副会長、同会長を歴任
令和3年法務大臣表彰等、69歳



黄綬褒章

木戸 芳己 (鳥根県土地家屋調査士会)

昭和52年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴47年
鳥根会理事、同副会長、同会長を歴任
令和5年法務大臣表彰等、74歳



黄綬褒章

粉川 茂五郎 (新潟県土地家屋調査士会)

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴49年
新潟会理事、同副会長を歴任
平成27年法務大臣表彰等、75歳



黄綬褒章

野城 宏 (東京土地家屋調査士会)

昭和56年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年
東京会理事、同副会長、同会長、日調連監事、同理事
同常任理事を歴任
平成28年法務大臣表彰等、71歳



黄綬褒章

児玉 勝平 (宮崎県土地家屋調査士会)

昭和57年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
宮崎会理事、同副会長、日調連理事、同常任理事を歴任
令和5年法務大臣表彰等、69歳



黄綬褒章

松本 雅人 (鳥取県土地家屋調査士会)

昭和56年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年
鳥取会理事、同常任理事、同副会長を歴任
令和5年法務大臣表彰等、70歳

※受章者の年令・歴は、令和6年4月29日
発令日現在です。

ちようさし俳壇

第469回



「枇杷の実」

深谷 健吾

枇杷の実のたわわに熟れて人住まず
緑蔭に憩ひ白さを増す神馬
万緑の中につくと五重塔
瀬の音のほかは聞こえず螢狩

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田

操

控へ目な老いの暮らしや黄水仙
箆を届ける土のつきしまま
暖めてゐし句心や春の雲
暮れなづむ里の灯淡き朧かな

茨城 中原ひそむ

操

難聴の吾れに轟く春の雷
逝く春を駄句三昧に過ぎしけり
故郷に続く山路や雲の峰
子に残す程の財なし実万両

岐阜 堀越

貞有

葎切や船頭小唄途切れがち
老いてより学ぶ楽しさ余花の雨
若者の破れジーンズ街薄暑
値札には時価と書かれて皐月鱒

兵庫 小林

昌三

廃線の行方かき消す花吹雪
知らぬ間にひっそり散りて山桜

今月の作品から

深谷 健吾

島田

操

暖めてゐし句心や春の雲

「春の雲」は、春の季語。夏や秋の雲の様

にはつきりとした形をなすことは少ないが、空全体に白く刷いたような雲が現れることや、ふわりとした綿雲が浮かぶことがある。この句の眼目は、「句心」と「春の雲」の取合せの妙である。「句心」とは俳句を作ろうと思う気持ちであり、その心を温存してこそのこと。句作歴数十年以上に敬服いたします。「句心」が生活の一部になっていたことでしょう。正に「継続は力なり」の納得の佳句である。

中原ひそむ

故郷に続く山路や雲の峰

「雲の峰」は、夏の季語。積乱雲のことである。垂直に大きく伸びた濃い雲で巨大な塔や山の形をしている。この雲は水滴と水晶からできていて雷電・驟雨・突風などを伴うことが多い。積乱雲は四季いつでも起こるのであるが、雲の峰といえは夏の積乱雲をいう。故郷はひと山超えた所であろう。山の向こうにいきよきとよきと上る積乱雲が見える。何時になつても故郷のことは、気にかかること。雲の峰が無事に過ぎ去ることを願いながら、その情景を活写した佳句である。

堀越 貞有

葎切や船頭小唄途切れがち

「葎切」は、夏の季語。大葎切は雀より少し大きく鶯型である。背面はオリブ色を帯びた淡褐色、下面は黄白色。五月はじめに中国南部から飛来し、沼沢・河畔の蘆の繁茂する所に巣を作る。ギョギョシギョギョシと鳴くので行々子とか葎原雀とも

いわれる。小葎切は蘆原の他に乾燥した草原でも見られる。提句は、蘆原の川下りの一句か。葎切の繁殖期故に、葎切の声に船頭さんの唄声が途切れ途切れになる光景を詠んだ俳諧味のある佳句である。

小林 昌三

廃線の行方かき消す花吹雪

「花吹雪」とは、春の季語「落花」の傍題。桜の花が舞い散るさま、または散り敷いた花びらをいう。桜の花は散り際が潔く美しいので古くからその風情を愛されてきた。「花吹雪」は桜の花が風に散り乱れるさまを吹雪にたとえたもの。利用者の減少、代替交通機関により鉄道路線は廃止となったが、その地の春の風物詩でもある、その行方の花吹雪の光景を活写した佳句である。

「」投句方法

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句（二口3〜5句程度）

◆以上をお書きの上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

郵便：〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号

日本土地家屋調査士会連合会広報部係

FA X 03-33292100-059

電子メール：rengokai@chosai.or.jp

投句期間は前々月の1日から末日までの1か月間です。

投稿者について、これまでは会員のみを対象としてきましたが、広く投稿を募りたいとの考えから、会員家族、補助者及び退会された方についても投稿できることとしましたので、皆様でお誘い合わせの上、投稿していただくと幸いです。

これからは引き続きご投稿いただきますようお願いいたします。

国民年金基金

基金だより

～60歳以降も加入できる「特定加入制度」について～

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

■特定加入制度

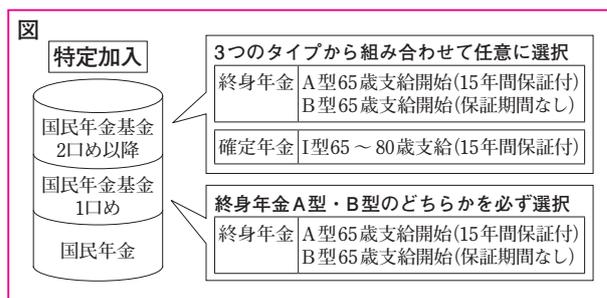
国民年金基金制度(以下「基金」といいます)では、加入者が60歳になると資格喪失し、その後、約束の年齢から年金給付が開始されます。

ところで、年金制度の1階部分に当たる「国民年金」は、20歳から60歳までの40年間(480月)保険料を納付することで、65歳から満額の年金を受け取ることができます。仮に、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合、更に60歳以降、国民年金に任意で加入(任意加入)することができます。

基金は、1階部分の国民年金に上乘せをする制度ですので、国民年金の任意加入の方も、任意加入期間中は、その上乘せとして、基金に加入することができます。これが基金の特定加入制度です。

基金は、上述のように、60歳になると資格喪失しますので、特定加入をする場合は、新たに、加入の手続きが必要となります。

特定加入制度では、選択できる年金の型は、1口めは、終身年金(万一の場合に遺族に一時金が支給される保証期間のあるA型と保証期間のないB型)となりますが、2口めは、終身年金(A型・B型)と確定年金I型(年金の給付期間が65歳から80歳までとなっている型)の3タイプとなります【図参照】。掛金の払込は、最長65歳までとなっており、掛金の月額上限額は、60歳までと同様に、6万8千円です。加入後、掛金を増額、減額、一時停止することができます。



特定加入制度においても、掛金は全額が社会保険料控除の対象となるほか、年金給付についても公的年金等控除が適用され、さらに、遺族一時金は全額非課税となる税制上の優遇措置は60歳までの仕組みと同様の取扱いとなっています。多くの方が、税制上の優遇措置を重視して加入されています。

なお、特定加入の申込に当たっては、事前に、市区町村役場又は年金事務所において、国民年金の任意加入の手続きが必要となります。その際は、年金手帳又は基礎年金番号通知書、預貯金等の通帳、金融機関届出印などが必要となりますので、注意してください。

この機会に、該当する方で未加入の方は、ご加入について、ご検討をお願いいたします。

■キャンペーン情報

加入者の方が、ご家族や知人等をご紹介・ご加入いただいた場合、クオカード2,000円を進呈するキャンペーンを実施中ですので、ご利用ください。

国民年金基金のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —

税制面のメリット

- 掛金の全額が社会保険料控除の対象
- 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- 遺族一時金は全額非課税

ホームページ上でもシミュレーション
加入申出のお手続きができます。



加入資格

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

国民年金(老齢基礎年金)に上乘せる
終身を基本とする「公的な年金制度」です。



全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

0120-137-533

ブロック協議会主催の研修会の開催報告

近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会主催の研修会は、大阪メトロ谷町線の天満橋駅に近い大阪府の会議場施設である「エル・おおさか」において、4月19日(金) 14時から開催され、土地家屋調査士会及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会の役員を含め、土地家屋調査士58名の参加がありました。

講師は、上智大学法学部国際関係法学科の楠茂樹教授で、過去にも一度公共調達に関して講演していただいたご縁がありますが、今回はさらに掘り下げて、嘱託登記業務の入札に関して法律(特に会計法)の組み立てと、現実の乖離について解説を受け、現状の制度上の問題点を明らかにしていただきました。

特に議論の立て方の問題として、「競争入札」か「随意契約」か、「指名競争」か「一般競争」か、という二者択一ではなく「競争入札」が妥当する場面と「随意契約」が妥当する場面、「指名競争」が妥当する場面と「一般競争」が妥当する場面があって、選択の基準が、扱っている調達対象が何なのか、品質確保を最優先に考えるのか、品質のリスクを冒してでもよい、あるいは品質のリスクがないという前提で考えるのかということに整理され、これに対して入札における現状の混乱について解説をいただきました。

これを皮切りに嘱託登記業務の調達に関して関連の法律、最高裁判例に触れ嘱託登記にとって適正な調達方法について重要な諮詢を得ました。

その他、岸田首相が主導する今国会で一部改正される建設業法、入契法、品確法によって建設業とその周辺の業種の環境が大きく改善されていくその流れについて解説されました。



質疑応答

最後に講師への会場からの質問を受け、100分にわたる講演はあっという間に幕を閉じました。

個人的な感想とすれば、嘱託登記業務というジャンルで土地家屋調査士の持続可能性を問うならば、自己を規定する法律のほかに、関連ある周辺法律との関係やその改正の動きや全体の潮流など、少なくとも指導的な立場にある者には俯瞰的な視点を持つことが必要であると思いました。

(副会長 堀 次夫)

会議経過

- 5月20日 第2回正副会長会議(web開催)
- 6月5日 寶金敏明先生を偲ぶ会(東京開催)
- 6月6日 第2回理事会(東京開催)
- 6月6日 第39回定時総会(東京開催)
- 6月7日 第1回研修会【全調政連との合同開催】(東京開催)
- 6月21日 中部ブロック通常総会(富山開催)
- 6月18～19日 日調連定時総会(東京開催)



講義を行う楠教授



楠教授との記念撮影

2023年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2023年4月号(No.795)

）

2024年3月号(No.806)

■制度

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2023. 4	795	令和4年度土地家屋調査士試験の結果について

■論考

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
	2023.12	803	不動産関係ベース・レジストリと土地家屋調査士業務

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2023. 8	799	第80回定時総会
	2023.12	803	令和5年度 第1回全国会長会議
	2024. 3	806	令和5年度 第2回全国会長会議
財務部	2023. 8	799	第38回写真コンクール開催
	2024. 1	804	大規模災害基金状況
広報部	2023. 9	800	第16回つくば国際ウォーキング大会
	2023. 9	800	お知らせ
研究所	2023. 6	797	令和3～4年度研究所研究報告書について
土地家屋調査士会	2023. 5	796	女性土地家屋調査士座談会
	2023. 5	796	土地家屋調査士の職責と調停委員の社会的な使命
	2023. 5	796	和泉市立横山小学校150周年記念事業
	2023.11	802	令和5年度子ども霞が関見学デー
	2023.12	803	第1回銀行と土地家屋調査士の勉強会
	2024. 1	804	第36回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ福島大会開催報告
	2024. 2	805	群馬県で境界実務連絡協議会が設立されました
	2024. 2	805	会員数に応じた事業助成の対象となっている釧路土地家屋調査士会の野外広報活動(地域貢献活動)
	2024. 3	806	「地籍情報シンポジウムinぎふ 2023」開催報告

外部団体事業	2023. 7	798	地籍問題研究会 第34回定例研究会概要報告
	2023.11	802	地籍問題研究会 第35回定例研究会概要報告

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
土地家屋調査士会 ブロック協議会	2023. 4	795	ほっかいどう地区・境界シンポジウム2023 Part19
	2023. 5	796	福岡県広川町役場新庁舎建物表題登記納品の式典
	2023. 6	797	熊本県土地家屋調査士会 第一回 筆界情報シンポジウム
	2023. 9	800	「測量の日」記念フェア2023 (第25回近畿地方測量技術発表会)
	2023.10	801	第23回あいち境界シンポジウム 「関東大震災から100年 どうする防災! ~命と社会をまもり 未来へつなぐ~」
	2024. 1	804	狭あい道路解消シンポジウム ~広がる道路 広がる安心~
	2024. 3	806	第2回筆界情報シンポジウム
外部団体事業	2023. 9	800	測量・地理空間情報イノベーション大会2023 ~集い再び~
	2023.10	801	第5回建設・測量生産性向上展(CSPI-EXPO 2023) ~次世代を担う、最先端技術が一堂に~
	2024. 2	805	G空間EXPO 2023 地理空間情報科学で未来をつくる
	2024. 3	806	日本登記法学会 第8回研究大会

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2023. 8	799	会長・副会長就任の挨拶
	2023. 9	800	専務理事・常務理事・常任理事就任の挨拶
	2023.10	801	理事・監事就任の挨拶
	2023.12	803	令和5年を振り返って
	2024. 1	804	新年の御挨拶
	2024. 2	805	令和5年度・6年度 広報員紹介
	2024. 1	804	新年の御挨拶
法務省	2024. 1	804	新年の御挨拶
土地家屋調査士会	2023. 7	798	全国の会長紹介

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2023. 4	795	令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度が全国の法務局で始まります
	2023. 4～6・10 ～ 2024. 3	795 ～ 797, 801 ～ 806	日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテMap
	2023. 7～9	798 ～ 800	土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテMap」の価格改定について
	2023.10	801	狭あい道路解消シンポジウム
	2024. 3	806	セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行について
	財務部	2023. 7	798
研修部	2023. 4	795	土地家屋調査士新人研修のお知らせ
	2023. 5	796	eラーニングコンテンツ公開のお知らせ
	2023.10	801	令和5年度ウェブ研修会のお知らせ
	2024. 1	804	土地家屋調査士新人研修修了者
	2023.12 ～ 2024. 2	803 ～ 805	ADR民間紛争解決手続代理関係業務法務大臣認定土地家屋調査士になろう！
法務省	2023. 7	798	第73回“社会を明るくする運動”生きづらさに寄り添う「地域のチカラ」
	2023.11	802	人権擁護委員への誘い
国税庁	2023. 4	795	令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます
人事	2023. 5	796	人事異動 法務局・地方法務局
叙勲・ 黄 綬	2023. 6	797	令和5年 春の叙勲・黄綬褒章
	2023.12	803	令和5年 秋の叙勲・黄綬褒章
外部団体事業	2023.10	801	日本登記法学会 第8回研究大会開催のご案内

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2023. 7・12	798, 803	令和6年度 明海大学不動産学部総合型選抜(企業推薦)のご案内
	2023. 4	795	第38回写真コンクールインターネット投票
	2024. 3	806	第39回写真コンクール作品募集

共済会	2023. 4	795	土地家屋調査士の皆様へ、耳よりの情報です！提携ライフパートナーによる無料個別相談制度のご案内
	2023. 8・9, 2024. 1～3	799, 800, 804 ～ 806	国民年金基金
土地家屋調査士会	2024. 1	804	第18回青年土地家屋調査士会全国大会 in TOKYO 参加者募集

■幹旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2024. 1	804	土地家屋調査士の本棚
広報部	2023. 6・8	797, 799	土地家屋調査士2024年オリジナルカレンダー

■その他

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2023.11	802	岸田文雄内閣総理大臣 表敬訪問
広報部	2023. 4	795	地積測量図の作製(現在は作成)
	2023. 5	796	広報員後記
	2023. 9～12	800 ～ 803	会報800号を迎えて①～④
	2024. 2	805	新春鼎談

■レギュラーコーナー

事務所運営に必要な知識
一時代にあった資格者であるためにー

掲載号	号数	区分、見出し
2023. 4	795	第89回 一人法人のメリット デメリット
2023. 6	797	第90回 遊休農地を荒廃農地にしないためにー土地家屋調査士の方との連携ー
2023. 7	798	第91回 土地家屋調査士の歴史について「歴史を振り返る、現在、未来」 第一部
2023. 8	799	第92回 土地家屋調査士の歴史について「歴史を振り返る、現在、未来」 第二部
2023. 9	800	第93回 土地家屋調査士事務所におけるパワーハラスメント防止対策について
2023. 9	800	第94回 土地家屋調査士の歴史について「歴史を振り返る、現在、未来」 第三部
2023.10	801	第95回 老朽化マンションの建替えと登記①
2023.11	802	第96回 情報セキュリティ対策の実践方法と支援制度

2023.11	802	第97回 老朽化マンションの建替えと登記②
2024. 2	805	第98回 インボイス制度と土地家屋調査士の対応について
2024. 3	806	第99回 法務省地図公開データ(地図XML)の活用

続続!! 愛しき我が会、我が地元

掲載号	号数	区分、見出し
2023. 4	795	Vol.110 (島根会、福島会)
2023. 5	796	Vol.111 (愛知会、茨城会)
2023. 6	797	Vol.112 (栃木会、広島会)
2023. 7	798	Vol.113 (群馬会、山口会)
2023. 8	799	Vol.114 (三重会、埼玉会)
2023. 9	800	Vol.115 (千葉会、滋賀会)
2023.10	801	Vol.116 (東京会、京都会)
2023.11	802	Vol.117 (神奈川会、大阪会)
2023.12	803	Vol.118 (新潟会、福岡会)
2024. 1	804	Vol.119 (富山会、佐賀会)
2024. 2	805	Vol.120 (兵庫会、石川会)
2024. 3	806	Vol.121 (福井会、熊本会)

ネットワーク50

掲載号	号数	区分、見出し
2023. 6	797	島根会、佐賀会
2023. 7	798	青森会
2023. 8	799	山形会
2023.11	802	宮崎会、秋田会
2023.12	803	徳島会

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2023. 6	797	公嘱協会情報vol.161
2023. 7	798	公嘱協会情報vol.162
2023. 9	800	公嘱協会情報vol.163
2023.12	803	公嘱協会情報vol.164
2024. 1	804	公嘱協会情報vol.165

「地名散歩」

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

掲載号	号数	区分、見出し
2023. 4	795	第133回 地方色豊かな地名が消えていく
2023. 5	796	第134回 風が吹く地名
2023. 6	797	第135回 袋町、池袋、鹿手袋、そして美嚢郡

2023. 7	798	第136回 全国各地の「大手町」を探る
2023. 8	799	第137回 本家をアピールする「元」の地名
2023. 9	800	第138回 丁目とは何か
2023.10	801	第139回 サコ・サクは谷間の地名
2023.11	802	第140回 シモキタ、西萩、天王寺…地名の略称
2023.12	803	第141回 園のつく地名一庭園や遊園地ではないけれど
2024. 1	804	第142回 裏の地名一生き残りはわずか…
2024. 2	805	第143回 下から読んでも…回文地名
2024. 3	806	第144回 駕籠町から蔵前まで一乗り物と倉庫の地名

調査士カルテ Map 通信

掲載号	号数	区分、見出し
2023. 6	797	「ChatGPTに調査士カルテ Mapについて聞いてみた」
2023.12	803	「9月1日から調査士カルテ Mapの機能追加」

全国土地家屋調査士政治連盟

掲載号	号数	区分、見出し
2023. 6	797	全国土地家屋調査士政治連盟「第23回定時大会」

連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

全号にわたり掲載

会務日誌

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇 選者 深谷 健吾

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

各土地家屋調査士会へ発信した主な文書(主な発信文書)

全号にわたり掲載
(2023.4 ~ 7 No.795 ~ 798 : 主な発信文書)

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2023. 6	797	2022年度「土地家屋調査士」掲載索引

大阪会

「令和5年度 外部講師養成講座 コミュニケーション能力スキルアップセミナー ～プレゼンテーションが上達し、本業にも役に立つ～」

産学交流学術研究委員 玉置 直矢



『土地家屋調査士大阪』第353号

令和6年1月29日(月)午後5時から大阪土地家屋調査士会館4階会議室で産学交流学術研究委員会主催の「令和5年度外部講師養成講座」が開講されました。実習を交えた講座であるため、本会のみでの開催とさせていただきます。会場には他会の先生7名を含め約30名が出席されました。伊藤友輔委員の司会のもと、正井利明委員長の開会の挨拶、山脇優子副会長の挨拶で講義が開始となりました。



今回の講義は、税理士法人などでこの税理士笹田淳先生にコミュニケーション能力スキルアップに関する講義を実施していただきました。笹田先生は近畿税理士会研修部に所属されているほか、学校や企業向けなどでセミナーを実施され、多いときには年間100回ほど実施されているとのこと。また、税法は当然、今回のようなコミュニケーションセミナーやマナー講座など多岐にわたるセミナーを実施し、ご活躍をされています。前半は「プロのセミナー手法～セールカーネギーに学ぶコミュニケーション～」と題して、主にプレゼンテーション方法をご講義いただきました。皆さん、研修会や大学等で発表や講義を行う際、話す内容(知識)やストーリーの検討、つまり資料の作成を一生懸命行い、プレゼンを行う方が多いかと思います。プレゼンの練習はいかがでしょうか？ 人によって回数は異なると思いますが、おそらく資料作成と同時に行う方はいないかと思います。しかし、伝わる内容は、知識やサービスはもちろんですが、プレゼン力が決め手となります。何故か？ 「いくら知識やサービスが良くても、プレゼン能力がそれよりも劣っていると、プレゼン能力分しか相手に伝わらない」と

ということです。仮に知識が100、プレゼン能力が20であれば、伝わる内容は20になる。また、「目は口ほどに物を言う」というとおり、人は視覚による情報収集能力が約8割を占めているとのこと。ちなみに耳は約1割しかありません。ですので、資料を読ませるより見せる、喋るより見せる！これが一番印象に残りやすく、分かりやすいようです。ちなみに左記で記載しました「知識が100、プレゼン能力が20～」の非常に分かりにくい説明も、実際は絵でご説明いただきました。絵で見ていただくと、もっと簡単に理解できたかと思います。

後半は「プロの聴き方と交渉術～コーチングの手法を用いた交渉術～」と題して、話の聴き方とコーチングを中心にご講義いただきました。話し方と聞き方の両方ができて、コミュニケーション能力は完成するため、今度は聞き方の話です。「聞く」ではなく「聴く」です。聴くとは、集中して身を入れて聴く。「聴」は十四の心で耳を傾けると書きます。つまり、相手に興味・関心を持って話を聴くことが大切であるとのこと。愛の反対は憎しみではなく無関心。相手に興味や関心がなければ、話を聴くことはできません。また、コーチングとは、こちらから何かを



指導するのではなく、対話によって対象者に「気づき」を引き出し、自発的な行動を促すコミュニケーションスキルとのこと。つまり、対話する相手の話を聴きながら、問題点や関心事などを掘り下げ、絞って、掘り下げて、を根気強く繰り返すことにより、相手の「本音」を引き出し、信頼関係を築いていくことができるスキルです。

もっとたくさんの内容を書きたいのですが、全部

書くとページがとんでもなく多くなりますので、具体的な内容は以上にさせていただきます。講義全体を通じ、聞いている側に適度な緊張感を与えつつも、和やかな雰囲気の中で講義を実施していただきまして、大変有意義な講座だったと感じております。笹田先生、長時間本当にありがとうございました。ちなみに、聴講の学習効果は5%、体験学習は75%との研究成果もあるみたいです。実践あるのみですね。

編集後記

いよいよ梅雨の季節到来でしょうか。土地家屋調査士にとっての梅雨は一番スケジュールが組みにくい時期なので、予定外の対応を余儀なく迫られることもしばしば。余裕を持って業務に当たることができればそれも可能でしょうが、昨今は土地家屋調査士人口の減少とともに一人当たりの業務件数や、行政手続の煩雑化による工数が増加しているとのこと、厳しいとの話をよく耳にします。日常業務に忙殺されてしまい、土地家屋調査士が本来身につけておくべき知識の研鑽を怠ってしまうと、その先に待ち受けるのは筆界の専門家ではなく、単なる手続き屋なのかもしれません。

分厚い専門書籍を購入しても、じっくり読む時間すらままならないこともしばしば。そんな忙しい会員と、土地家屋調査士が取り扱う分野をもう少し詳しく知ってみたいという方に向けて、今月号から新企画がスタートします。新連載「地籍学事始め」は、

普段意識してこなかった土地家屋調査士の取り扱う分野を学問「地籍学」として文章で整理していきます。これまで「地籍問題研究会」という名前は聞いたことはあるものの、土地家屋調査士にはあまり関係ないと思われていた会員には是非ともお読みいただきたい。もちろん参加されていた会員にも今一度「地籍とは」を、自分以外に説明するときの参考書としてお役立ていただきたい。特集ではなくあえて連載記事にしたのは、一度に読み切る時間がとれない会員に向けてと、毎号楽しみに待っていただきたいの思いからです。疑問が生まれても、会場やオンラインで質問できる研究会も開催されますので、是非活用していただければと企画しました。

土地家屋調査士を取り巻く「資格試験」「経営管理」「知識」「人間」など一つ一つを会報誌で取り上げていく、そんな紙面づくりを心がけていきます。

広報部次長 中山 敬一(兵庫会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社